

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリュウネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
http://www.jca.apc.org/peacedepot/

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

100 99/10/1

¥300

第100号に寄せて 梅林宏道

『核兵器・核実験モニター』は、1995年7月15日に創刊された。核不拡散条約(NPT)が無期限延長された直後、中国が核実験を行い、フランスの核実験再開が予告されたなかでの創刊であった。核兵器廃絶国際ネットワーク「アボリション2000」が誕生した直後でもあった。核兵器の廃絶が国際的な共同作業となった新しい時代において、日本の反核運動が共有すべき

情報のベースを作ることが大切だと考えて、本誌は出発した。それ以来、本誌は月2回の発行ペースをほぼ守り、丸4年余で100号を標すことになった。

不幸なことに、核軍縮の前途は楽観を許さず、当面のあいだ、本誌の無罪放免は期待できそうにない。読者の皆さんからの変わらぬ暖かいご支援を祈るばかりである。

第100号記念特集

「東京フォーラム」コメンタール

市民

- 市民との開きは大きい 土山秀夫4
井上正信5 / 鎌田定夫7 / 川崎哲8
- 希望を切り開くことに失敗 梅林宏道6

国際政治

- きわめて有意義な報告 黒澤満9
浅田正彦10 / 吉田康彦12 / 高原孝生13
- 今後の実行に期待する 金子熊夫11

海外

- 予想以上だが必要以下 レベッカ・ジョンソン(英)13
ロバート・グリーン(英)14 / ジャクリーン・カバツソウ(米)17
- 米国こそ核永続の責任者 アチン・バナイク(印)15
ペルベス・フッドボーイ(パ)15 / ダリル・キムボール(米)17
オットフリート・ナサウアー(独)18
- 悲しむべき落第点 デイビッド・クリーガー(米)16
- 日本市民への提案 ベフ・デロング(加)19

コラム:「核廃絶の一步手前」は小渕首相の言葉11 / 仏・中の警戒態勢に異論14

まえがき

◆「東京フォーラム」の経過

インド、パキスタン両国の核実験を受けて、1998年6月に当時の小渕外相が国際会議を招集したい意向を発表し、これを受けて外務省が準備を進め、国際的専門家会議「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」が発足した。出発時点での名称は「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議」であったが第1回会議で名称を変えた。

日本政府が呼びかけたものであるが、広島平和研究所(広島市立大学)と日本国際問題研究所(外務省の外郭団体)の二団体が主催した。5つの核保有国やインド、パキスタンを含む各国から、約20名の専門家が個人の資格で参加した。明石康・元広島平和研究所所長と松永信雄・日本国際問題研究所副会長が共同議長をつとめ、報告書の起草委員長をマイケル・クレボン・米国スチムソンセンター所長がつとめた。

第1回会合が98年8月30-31日に東京で、第2回会合が同年12月18-19日に広島で、第3回会合が99年4月9-10日にニューヨークのボカシティで、最終回となる第4回会合は7月23-25日に東京で開かれた。7月25日、国際社会への17項目の提言を含む報告書「核の危険に直面して—21世紀への行動計画」が発表された。

インドからの参加者は、意見のベースが違うとして第3回以降は欠席をし、中国からの参加者は、報告書の少なからぬ部分を特定して、それに同意しないことを報告書に明記した。両議長は、7月26日に小渕首相に、8月4日にアナン国連事務総長に、報告書を手渡した。日本政府は、報告書を国連文書とすることを約束した。小渕首相は8月6日の広島平和式典で報告書を基本的に支持すると述べた。

報告書は英文のみが原文であり、外務省が仮訳を作って公表している。英文も日本語もたとえば外務省のホーム

ページ(<http://www.mofa.go.jp>)で読むことができる。また、本誌第98号に、第5章：主要提言と、フォーラム参加者リストが再録されている。

◆NGOのとり組み

日本政府としては新しい「東京フォーラム」の試みに対して、NGOの側も新しい要素を多く含んだ動きをした。まず、第1回会合に先だって、98年8月25日、高村外相宛に68人の世界の主要な核廃絶NGO活動家の連名による「国際レター」が提出された。

続いて4回の東京フォーラムの直前に、開催地(第3回のみ例外)で毎回市民集会在開催された。98年8月29日(東京)、98年12月12日(広島)、99年3月13日(長崎)、99年7月20日(東京)と続いた。市民集会には外務省の担当官がパネリストの一人として参加し、被爆者や市民活動家と同じテーブルについた。最後の東京集会では、明石康・東京フォーラム共同議長、阿部信泰・外務省軍備管理・科学審議官という担当トップが市民集会のパネリストとなった。日本の反核運動では初めてのことであった。

「国際レター」や市民集会ごとに出されたNGOからの提言は、主催者や事務

局である外務省を通じて「東京フォーラム」参加者に配布された。「東京フォーラム」がNGOからの提言を、少なくとも形のうえでは尊重したことは大きな一歩前進と評価すべきことである。最終報告の序文は、NGOや市民から多くの提案があったことを記し、「それらを注意深く検討した」と一節を割いている。実質、NGOの意見がどの程度反映したのかは、次の記事で詳しく検討する。結論は、さわめて悲観的なものである。

報告書が出てから、ピースデポは、17項目の勧告の一つ一つに対して政府の文書回答を示すように日本政府に対して要請した(要請文の全文を19ページに掲載)。これに対して外務省は回答を約束した。

マスコミ各紙の東京フォーラム報告書への評価は、概して好意的である。朝日新聞は、社説で厳しく批判したが、記事のなかでは好意的な記事を載せた。新聞紙面にのった広島、長崎の市民のコメントは、極めて厳しものであった。NGOの立場で、本格的なコメントを載せたのは本号の特集が最初である。執筆を頂いた海外の友人、日本の専門家・友人の方々に心からお礼を申し上げたい。(編集部) ㊦

NGO要求の達成度を採点

東京フォーラム報告は **35点**
外務省との対話関係は大きく前進

◆方法

日本政府が東京フォーラム開催に関連して、反核運動にとり組む非政府組織(NGO)は、日本政府や東京フォーラム参加者に対して、フォーラムが討議すべき課題や最終報告に盛り込まれるべき項目について要請を行った。

まず、98年8月25日、PCDSのイニシャティブで、68人の世界の主要なNGOのリーダーが、高村外務大臣に対して国際レターを書いた。続いて日本の広島、長崎、首都圏の市民団体は、4回の東京フォーラムの会議ごとに直前の市民集会を開催して「市民の提言」を作成し、東京フォーラムに提出した。

「東京フォーラム」主催者は、NGOの意見を参加者に配布することを約束した。

最終報告書は、「これらの提案を歓迎し、報告書の作成過程において、それらを注意深く検討した」と書いている。

これらNGOの五つの要請書は、必ずしも一貫した論理のもとに書かれたものではない。また、要求のレベルも、率直な市民の声を反映させたものと国際政治の現状を考慮しながら出されているものが混在している。しかし、これらすべてを合わせて、NGOの要請であることに違いはない。

そこで本論では、これらの要求が「東京フォーラム」最終報告書にどの程度反映されたかを、できるだけ客観的に評価してみたいと思う。

まずNGOの要求を18項目に整理した。国際社会に向けた報告書という「東京フォーラム」報告書の性格に合致した

NGOの要求項目は、これによってほぼカバーされている。次に、18項目を、NGOが主要項目として強調していたもの(A. 主要な要求)と、そうでないもの(B. その他の要求)とに分類した。ここには筆者の主観が入り込まざるを得ないが、要請文の内容や会議その他での議論を反映させたつもりである。その結果、右の表のようにまとめることができる。

以下、個々の要求の反映度を採点する。

◆主要な要求

1. 新アジェンダ連合支持

東京フォーラムは、「新アジェンダ連合」の固有名詞を掲げて、その動きを高く評価した(第4部27節)。また、同じ節で「中規模国家勢力」とNGO間の連携を「創造的な連携」と表現し、「核軍縮について現在欠如しているリーダーシップ」を発揮するものと期待感を表明した。ただ、「新アジェンダ連合」を評価する理由のなかで、期限つき核廃絶論を核抑止論と並ぶ一方の神学論に位置づけるという、NGOが承服できない論理が含まれている。そこで、この要求の反映度は、90点とする。

2. 核兵器禁止条約の即時交渉開始

報告書は、核兵器禁止(廃絶)条約の早期交渉の要求に留意したが、その考え方を否定した(第4部29節)。課題を無視しなかったので反映度は10点とする。

3. 期限をきった核兵器廃絶への道筋の提示

東京フォーラムは、上述したように、期限について議論することに強い拒否反応を示している。また報告書は、包括的な核兵器廃絶の道筋を示す課題にはとり組まず、具体的な次の一歩の提案に固執した。したがって反映度は0点。

4. 東北アジア非核地帯の必要性和日本の核の傘政策批判

報告書は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の大量破壊兵器とミサイルの拡散に対する脅威を強調した(第2部51節以降)。そして朝鮮半島の非核化について「可能な限り速やかに実現できるよう」「努力を倍加する」ことを国際社会に勧告した(第5部13節)。しかし、全体として北朝鮮に対して「全体主義政権」「好戦的」「経済は崩壊寸前」と呼ぶ(第2部51節)など、日本を含めた東北アジアの緊張緩和に貢献するという姿勢に欠けている。そのうえ、非核地帯を「周辺諸国間

東京フォーラムへの 要求項目と反映度

A. 主要な要求

1. 新アジェンダ連合支持	90点
2. 核兵器禁止条約の即時交渉開始	10点
3. 期限をきった核兵器廃絶への道筋の提示	0点
4. 東北アジア非核地帯の必要性和日本の核の傘政策批判	0点
5. 未臨界実験批判、すべての核兵器実験の禁止	40点
6. NPT再検討会議において6条遵守を特別議題とすること	50点
7. 被爆国日本が核廃絶に果たすべき役割	0点
8. 国連総会における今世紀中の核廃絶宣言、第4回国連軍縮特別総会の開催	0点

B. その他の要求

1. 米口の核兵器大幅削減と多国間交渉の早期開始	100点
2. CTBT発効への努力	100点
3. 核実験場の閉鎖	0点
4. カットオフ条約早期締結、現存兵器用核物質の国際管理の確立	40点
5. 核兵器技術移転と頭脳流出の防止対策	100点
6. 核兵器の国際人道法違反を述べたICJ勧告的意見の尊重	0点
7. 核兵器否定の思想の普及	0点
8. NPT体制の抜本的改革	50点
9. 核兵器の第一(先制)不使用の誓約と拘束力のある消極的安全保障	50点
10. 2000年問題に直面する以前の警戒態勢解除	80点

で高度な信頼関係を築きあげる」(第3部11節)と位置づけるなど積極的に評価しているにもかかわらず、東北アジア非核地帯には一言も言及していない。意図的なこの問題の回避の理由も明らかではない。NGOの意見は完全に無視された。0点。

5. 未臨界実験批判、すべての核兵器実験の禁止

日本のNGOの未臨界実験に関する関心は極めて強い。米国の未臨界実験ごとに広島、長崎では被爆者などの座り込みが続いている。しかし、日本政府は米国政府の意向を体してか、未臨界実験に触れたがらないし、肯定的な対応が続いている。東京フォーラムが、この問題を避けなかったことには敬意を表したい。しかし、実験の透明性の確保を言うに留まり、「備蓄兵器管理計画」に基づくその他の研究室核実験への膨大な投資などに、正当な関心を払っていない。反映度は40点とする

6. NPT再検討会議において6条遵守を特別議題とすること

NGOの要求は、2000年NPT再検討会議を核軍縮を推進する重要なテコにすべきである、という問題意識から発している。報告書は、2000年再検討会議の重要性を述べた(第3部7節)。またNPT体制のゆき詰まりについて多くページを割

ている。しかし、その強化手段は、組織的改革の問題に求められ、第6条に着目して核兵器国に厳しく注文をつける観点は希薄である。少し甘いかもしれないが、組織改革が6条遵守の圧力を強める方向に役立つ面もあることを期待して、反映度を50点とする。

7. 被爆国日本が核廃絶に果たすべき役割

NGOは、東京フォーラムが日本政府に注文をつけるということではなく、「人間の安全保障」の観点から被爆国政府が国際的な核軍縮交渉に独特の役割を果たしうることを理論づけることを求めた。報告書にまったく取り上げられなかった。0点。

8. 国連総会における今世紀中の核廃絶宣言、第4回国連軍縮特別総会の開催

人類の核兵器廃絶の意思を再確認することによって、核軍縮の勢いを回復したいという希望をこめたNGOからの提案であったが、まったく反映されなかった。0点。

◆その他の要求

報告書は、米口の核兵器削減について、その重要性を認識し、積極的な提案をした。単にSTART IIIの削減目標を1000発まで進めただけではなく、条約過程を経ない政治的リーダーシップによる早期削減の提案も行っている(第4部9節)。

さらに、多国間の核兵器削減について、いくつかのユニークな提案を行うとともに「核廃絶の一步手前」という過渡的目標についての新しい概念も提示している(第4部21節)。これらはNGOの要求B1に基本的に応えるものであると考える(100点)。

CTBTの発効については、報告書は必要な関心を示した(100点)。しかし、核実験場の閉鎖に関しては、まったく関心を示さなかった(0点)。カットオフ条約については、兵器用核分裂物質の生産禁止と現存物質の扱いの問題を切り離すことによって、カットオフ条約の早期成立を求めている(第3部21節)。しかし、後者を扱う手順については具体的な提案がないために、NGOの要求に応えているとは言えない(40点)。

ロシアの核管理や核兵器関連科学者の転職の民間受け皿について、東京フォーラムは強い関心を示した。米国以外のG7諸国に対して積極的な経済支援を要請している(100点)。

報告は、核兵器が国際人道法に違反する国際司法裁判所の勧告的意見について一言も触れていない。これは、東京フォーラムの際だった特徴であり、深

刻な欠点である(0点)。また、核兵器否定の思想の普及という考え方についての言及も報告書には見られない(0点)。

東京フォーラムは、NPT体制の抜本的改革について多くの議論をした。そして恒常的な執行・諮問機関の設置、条約不遵守に対抗するための協議機関などの設置を要求している。しかし、NGOがもっとも関心をもっている差別構造の解消、第6条不履行についての厳しい対処という文脈を伴っておらず(第3部6、7節)、要求の達成は50点とする。

核兵器の第一(先制)不使用について、東京フォーラムは課題として取り上げたが、核抑止の効用を弱めるという誤った認識を示した。また誓約だけでは信頼性を欠くとも述べた(第4部15節)。消極的安全保障については、報告書は、核保有国に法的拘束力をもつ協定の交渉努力を求めた(第3部16節)。合わせて50点とする。

報告書は、2000年問題に絡めた核兵器の警戒態勢の全面解除を勧告した。それは勇気ある勧告である。しかし、NGOが要求したものには及ばず、問題が起きそうな期間に限った一時的なものである(第5部6節)(80点)。

◆総合的な採点

個々の要求についての採点を上記のようにしたうえで、A. 主要な要求には100%、B. その他の要求には80%の重みをつけた荷重平均点を計算する。結果は約35点となる。つまり、東京フォーラムについてのNGOの要求の反映度は35点となる。

誤解のないように付記すれば、これはあくまでもNGOが東京フォーラムに求めた要求から見た採点である。検証、ジュネーブ軍縮会議、輸出管理、ミサイル拡散などNGOが触れなかった多くの問題を東京フォーラムは論じており、真に総合的な東京フォーラムの採点を試みたものではない。

もう一つ、重要な点がある。それは、東京フォーラムに具体的な要請をくり返すことを通じて、外務省との間の対話関係が飛躍的に前進したことである。これは、35点という採点には現れない、東京フォーラムから日本の反核NGOが得た大きな成果であった。この点に関して、外務省や主催した広島平和研究所、日本国際問題研究所のご協力に感謝したい。(梅林宏道) ㊦

市民

土山秀夫

元長崎大学学長。東京フォーラムに対するNGO長崎集会を主催。



市民との関きは大きい

東京フォーラム報告書を検討するに際して、報告書の対象がどこに向けられているのか、必ずしも判然としない感じがつかまった。つまり対象が日本政府なのか、それとも国際社会なのかという点である。

常識的に考えれば、日本政府の意を受ける形で「日本国際問題研究所」と「広島平和研究所」が協力し、各国委員の意見集約を図ったことから、報告書は日本政府を介した国際社会への提言と理解するのが妥当であろう。事実、報告書はスポン

サーともいべき日本政府の小渕恵三首相に手渡されている。また各国委員は独立した専門家として参加した、いわば民間人としての資格であった。従って、もしもこの種の内容を正式な決議案として国連などへ提出することにでもなれば、とうぜん日本政府の手を介さなければならないはずである。

そうした前提を念頭においた上で、以下、逐条的に私なりの検討結果を述べてみたい。

第1部の「新たな核の危険」では、米・ロ、米・中間の対立による核軍縮への悪影響、印・パの核およびミサイル発射実験の核拡散に及ぼす懸念、戦術核兵器や核分裂性物質の管理上の問題点、さらに大量破壊兵器によるテロ行為の危険性などを指摘した上で、「東京フォーラムは、国際社会に対して、政府と核の危険の増大による挑戦に立ち向かうよう要請する」と結んでいる。

こうした核軍縮の詳細な現状分析については、きわめて的を得たものとして私もほとんど異存はない。ただ1ヵ所、「陳腐化した核ドクトリンや、人為的に期限を付した核軍縮ではなく(中略)、最も現実的な対話を行うべきである」とサラリと流した部分がある。少なくともこの傍線部については、これまで「期限付きの核軍縮」を提言してきた私たち市民集会として、簡単には容認できないことを指摘しておきたい。

第2部の「核の危険を減らすための戦略関連の修復」では、米・ロの関係の修復、米・中関係の修復、中・ロ間の信頼強化、さらに南アジア、中東、北東アジアにおける安全保障措置への提言などがなされている。納得できる部分が少なくないが、印・

パ・中国に対する強い注文に比較して、核兵器国へのそれは抑制された表現に留まっているのが引かかる。また北東アジアの項目では、北朝鮮に対してCTBT(包括的核実験禁止条約)の早期署名と批准、NPT(核拡散防止条約)とIAEA(国際原子力機関)保障措置協定の実効を求め、朝鮮半島の非核化の早期実現を迫っている。

しかしかねて私たちが求めてきた「北東アジア非核地帯」化については、全くといっていいほど言及されていない。これではそのよし悪しは別として、核兵器やミサイルを盾にとって経済支援を引き出そうとしている北朝鮮に対して、一方的に取り引き材料を棄てよ、と求めているのにも等しい。そうした提言が、果たして東京フォーラムの主張する現実的対話といえるのだろうか。少なくとも北朝鮮側からすれば、北東アジアの脅威とみなしている「日本」も含めた朝鮮半島の非核化を打ち出すのでなければ、せっかくの提案も机上の空論に終わる公算がきわめて大きいといえよう。

限定的な核抑止の容認

第3部の「核拡散の阻止と巻き返し」では、21世紀における核拡散の課題、NPTの強化、CWC(化学兵器禁止条約)およびBWC(生物兵器禁止条約)の強化、安全保障の強化、カットオフ条約の促進などに触れている。ここではNPTの再確認と再活性化について、常識的な記述がなされているが、その中でNPTの恒久的な執行・諮問機関の創設、またNPT加盟の非核兵器国に対する消極的安全保障の協定化を訴えている点に注目したい。

最も核心となる第4部の「核軍縮の達成」と第5部の「主要提言」では、米・ロ核兵器削減の再活性化、即時警戒態勢の解除、先制不使用、多国間による核軍縮、軍縮努力の再活性化、ミサイル防衛や検証システムなどについて検討が加えられている。そして各項目に対する提言は、それなりに具体的かつ現実的な手段が示されていて、私たち市民集会の提言と一致する点も少なくない。ことに「米ロのSTARTⅡ・Ⅲ条約の正式な批准を待ちつつも、同時並行的な配備核兵器の解体を通じて、核兵器削減を即座に始めることを求める」とした上で、「両国の核弾頭数を1000発まで削減すること、また米ロの核削減の間、英・仏・中が核を増大しないことを求める」とした点は、たとえすでに全米科学アカデミーが1997年に提言したものの焼き直しであっても、改めて強調したことの意義はある。

ただその一方で、私たちとして見過ごせない部分については、この際、ハッキリと認識しておく必要がある。その1つは「核兵器が廃絶されるまでの間、核兵器の持つ唯一の機能は、核の使用を抑止することに限られると信じる」とした点である。これは核兵器が、生物・化学兵器の使用に対する抑止として使われるべきではないとするものではあるが、たとえ限定的にせよ、東京フォーラムとして核抑止の効果を認めることを意味している。またキャンベラ委員会報告と同様に、「核兵器の即応態勢の全面解除は、核兵器全廃という目標実現に不可欠な一歩である」とした点は私たちの考えと一致するものの、「先制不使用については詳細な協議と更なる努力が必要となろう」と避けられているのは、同じく核抑止の論理を優先させた結果にほかならない。

以上のように、報告書の内容には全体として、私たち市民集会の提言と重なる項目も少なからず含まれている。その点は

率直に評価できるが、しかし各部毎に指摘してきた点に加えて、日本政府の核政策に対する直接の提言を欠く点など、肝心な部分での開きは依然として大きい。残念ながらそこに東京フォーラムの限界を感じるの、果たして私だけだろうか。(見出しは編集部) ㊦

井上正信

広島弁護士会平和推進委員会
副委員長。



廃絶を展望しない核軍縮

東京フォーラムレポートに対しては年内に自分なりの分析をしようと考えていたので、現在まだ十分消化していないため感想的な意見を述べます。

1. 全体的にレポートの性格をどの様に見るかによって、その評価が変わってくると思います。広島・長崎市民や被爆者はフォーラムが核兵器廃絶への道筋を示すものと期待し、その立場からレポートに対し批判的だと思います。私は、レポートが核兵器廃絶への道筋を示したものではないと読みました。第4部では「核兵器廃絶という目標の達成」(2パラ)とか国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見F項を引用したり(5パラ)、主要勧告2では「よりよい選択は、核兵器の漸進的削減を通じた完全な廃絶を実現することである。」と述べてはいます。また、核兵器の抑止力を、廃絶されるまでの間、核の使用を抑止することに限定する、と述べています(第4部5パラ)。この面からするとレポートは将来的に核兵器廃絶を目標にしたものとも読めなくはないが、レポートの内容はフォーラムの名称通り核軍縮であり、核軍縮を促進させるための核不拡散に関するものとなっています。

2. 核軍縮の提案としてみれば、運搬手段や地域問題も含めた包括的な提案だと思います。しかし不十分な点もあります。未臨界核実験に対するもっと立ち入った分析があってもよかったです(第4部23パラ)、no first useに対する評価が極めて弱い(第4部15パラ)、朝鮮半島非核化の目標を述べても北東アジア非核地帯について言及されず、新型核兵器の実験・配備の禁止についても言及されていないし、戦術核兵器の削減についての具体的提言がなされていない(第4部17, 18パラ)等。

一面的な情勢認識

3. レポート第1部での情勢認識も一面的で且つその原因についての深い分析が十分ではありません。国連が危機に瀕し、大国間の関係が悪化している大きな原因に、米国とその同盟国の戦略があることはコソボやイラク問題を見れば明らかではないでしょうか。大量破壊兵器の拡散の危機を強調していますが、91年湾岸戦争、94年朝鮮半島危機、98年2月イラク危機の際、米国は核兵器使用の計画があったことには全く言及されていません。

4. レポートは核兵器の抑止力を核使用に限定しています(第4部5パラ)。しかし他方で「核兵器の先制使用の誓約は(中略)他の大量破壊兵器の使用を促すことにならない限り有益であろう。」と述べています。ここでは核兵器の抑止力が大量破壊兵器に対しても有効である、という認識を示しているのではないのでしょうか。論旨が一貫していないように思います。

5. 核軍縮措置としての先制不使用に対する評価は、他方でディ・アラートを求めているながら(第4部10パラ以下)、不十分だと思えます。誓約のみでは信頼性を欠くのはレポートの指摘通りですが、それならなぜ条約による法的拘束力ある先制不使用を要求しないのでしょうか。

6. 先制不使用の条約化についてもそうですが、フォーラムは条約について積極的な評価をしていないように感じます。核兵器廃絶条約についてレポートは「留意する」と述べただけで、「行動が言葉や誓約よりもはるかに重要である」とか「核の危険を前進的に提言させ、廃絶させるための具体的な一步を特に強調する」と述べて(第4部29パラ)、核兵器廃絶条約をあまり評価していません。ICJが勧告的意見F項で核兵器国に要求し、国連総会で条約締結交渉を求めるマレーシア提案が圧倒的多数で採択されている状況下で、このようなフォーラムのスタンスは核兵器廃絶の国際世論に背を向けることになりはしないのでしょうか。レポートが生命力を持つとすれば国際世論の後押しが不可欠です。

国際世論による包囲が必要

7. レポートは、「もう一つの方法は、核戦力が技術的に意味がなくなる水準以下の最小限の数に合意し、この水準まで削減し、その後すべての国がゼロにすることであろう。すべての核兵器国による核廃絶の一步手前までの検証可能な段階的削減のプロセスは、核廃絶論者も核抑止論者ともに認めることができ、すべての国が共通の安全保障上の利益を得ることができる目標である。」と述べています(第4部パラ21)。私はこの部分がフォーラムの立場を最もよく示していると考えています。核兵器国だけではなく、非核兵器国による地域紛争や、大量破壊兵器で武装した非国家的活動家をも核兵器の標的にし核兵器の抑止力で押さえ込もうとする米国とその同盟国の戦略を考えれば、核廃絶一步手前までの核削減に核抑止論者も一致できる、との見通しはいかに楽観的です。仮に核廃絶論者と抑止論者とが一致できる削減目標があったとしても、抑止論者のそれは核抑止力の安定化のためであり、廃絶に向けたものではないでしょう。それを廃絶に向かわせるのは核兵器国による廃絶の政治的合意しかありません。これを実現させるには国際世論による核兵器国の包囲説得しかないでしょう。核兵器廃絶一步手前までの削減とて、核兵器国の善意や自発的意志により可能なのではなく、国際世論の力で可能にするしかないでしょう。世界法廷運動を推進したNGOと非同盟諸国の運動と、ICJ勧告的意見をふまえたその後の運動の発展にその力は求めることができます。この点でキャンベラ委員会レポートは直ちに採るべき段階として「5大核保有国が、核兵器の廃絶を明確に決意し、その達成のため必要とする実務的な段階や交渉に関わる作業を、直ちに開始するのに同意すること」と述べていることと比較せざるを得ません。キャンベラ・レポートを越えるという意欲を持って取り組まれたと聞き及んでいますが、残念ながら核兵器廃絶を目標とする提言としてみれば、

キャンベラ・レポートがよりすぐれたものであると考えます。

8. フォーラムのレポートが日本政府に提出され、小渕首相は尊重する、と述べました。レポートが日本政府の核政策にどのような影響を与えるのかは未知数です。54回国連総会が始まり、新アジェンダ連合や非同盟諸国を代表してマレーシアから第一委員会へ総会決議案が提出されるでしょう。究極廃絶でもなく時間を切った廃絶でもなくその中間を狙った、というフォーラムのレポートを受け日本政府が国連を舞台にどのような行動をとるのでしょうか。(見出しは編集部)M

梅林宏道

PCDS国際コーディネーター。
ピースデポ副代表。アボリション
2000調整委員会委員。



希望を切り開くことに失敗

東京フォーラム報告のなかには、今後日本政府をプッシュして、日本自身の核兵器政策を改善させ、核軍縮への日本の国際貢献を強めるのに役立つ要素がいくつかある。NGOは、そのために報告書を最大限に活用するというスタンスをもって、この報告書に臨むべきである。市民運動内部で、その方法について討論を深める必要性があることを、まず確認しておきたい。

しかし本論では、これらの点について論じるよりも、むしろ、報告書の帯びているより根本的な問題点について議論することに、与えられた紙幅を使いたい。

まず強く考えさせられたのは、現実主義と理想主義との緊張関係についてである。東京フォーラムは危機感を述べるのに雄弁であった。私は危機分析の多くの部分に共感を抱きながら読み進んだ。しかし、東京フォーラムは、核兵器廃絶を語るにつれて雄弁さを失っていった。率直に言って、フルペーパーを読んだ最後に残ったものは、憂鬱な失望感であった。報告書は、希望を切り開く熱意と展望についてインパクトを残すことに失敗したと思う。

キャンベラ委員会報告を読んだときには、そうではなかったことを思い出した。キャンベラ委員会報告も理想を述べるための報告書ではない。委員会の任務(マンドート)に明記されるように、「核兵器のない世紀を実現するための具体的で現実的な計画」を提案することを命じられた委員会である。

読み返してみると、両者が読者に与えるインパクトの違いの理由は歴然としている。キャンベラ委員会報告は、主要部分の60%を「核兵器のない世界の方が、ある世界よりもより安全である」ことを論証することに費やした。そこに展開されている開拓的な議論のお陰で、残り40%で提出された段階的な現実案が、読者が期待するものより緩やかなものであっても、安心感と説得力を読者に与えることを可能にした。しかし、東京フォーラムにおいては、核兵器の早期廃棄を求めるという基本的立場の論証が希薄である。そのために、理想と現実の緊張感が読

者に伝わってこない。のみならず、基本的な立場が妥協的なものでないかという疑惑を生む余地を作り出している。

たとえば、「核兵器が廃絶されるまでの間、核兵器の持つ唯一の機能は核の使用を抑止すること」と核抑止論の中核的機能への限定論を主張しながら、核兵器の先制不使用の誓約は、「それが、他の大量破壊兵器の使用を容易にすることにならない限り有益であろう」と述べ、核抑止の中核的機能以外の効用を擁護する主張を展開している。読者の東京フォーラムの基本的立場に対する信頼感は揺るがざるをえないであろう。

最大関心事を素通り

次に、東京フォーラム報告書は、日本政府の政策に影響され、それとの整合性をはかっている印象を与えるという失敗を冒した。その代償は大きく、とりわけ日本の反核世論に語りかけるうえで大きな障害となっているのではないかと憂慮する。

期待であるにしろ、留保を伴った観察であるにしろ、多くの日本の市民が東京フォーラムに注いだ関心は、日本政府の「核の傘」政策がいかに関心されるかに関係していた。日本における核軍縮の議論は、日本が被爆国として核兵器廃絶のために世界をリードする役割を担うべきでありながら、日本の安全保障を世界最強国の「核の傘」に依存しているという矛盾を避けて通ることはできないからである。にもかかわらず、残念なことに、東京フォーラム報告は、「核の傘」に関わる問題を議題としなかった。

東京フォーラムと対照的に、キャンベラ委員会は同盟国に核抑止力を拡大する「拡大抑止」(核の傘)について正面から論じた。そして、「拡大抑止は、いつも緊張をもたらしてきた」と、その効用に根本的な疑問を呈した。残念ながら、キャンベラ委員会の関心は主としてヨーロッパにおける拡大抑止に注がれていた。東京フォーラムの場合、東北アジアに関心を注ぎながら新しい論証を行うことができたはずである。それを避けたことによって、東京フォーラムは多くの市民の関心を素通りしただけではなく、日本政府から独立した専門家会議としての客観的立場について、消しがたい疑問を残したと考えられる。

東北アジア非核地帯について、一言の言及もないことは、この疑問をいっそう深刻なものにした。東京フォーラムは、非核地帯一般については、その意義が「ますます重要となった」「地域的な非核地帯は、周辺諸国間で高度な信頼関係を築き上げることができる」と推奨し、朝鮮半島の非核化について「早期実現のため、最善の努力を国際社会に求める」と強調した。にもかかわらず、日本と朝鮮半島を含めた非核地帯の構想について、東京フォーラムはまったく触れなかった。その構想の実現を求める世論は、けっして小さなものではない。東京フォーラム開催中においても、NGOがそれを議題とするよう、しばしば要請をした経過がある。日本政府が、この問題について極めて消極的であることを考え合わせると、東京フォーラムがそれに触れなかったことは、意味を持たざるをえないであろう。

北朝鮮のミサイル開発への一方的破棄要求、ミサイル防衛の研究・開発に対するあいまいな態度、未臨界実験への寛容な態度など、東京フォーラム報告には他にも日本政府の現行政策への配慮と見なされる点が目につく。これらの配慮が、それがなければ果たすであろう報告書の他の部分における積極的な役割を帳消しにすることがないように祈るばかりである。東京フォーラム報告についての将来の議論が、率直であると

ともに冷静なものとなることを望みたい。

最後に、東京フォーラム報告に現れている政治的配慮と見なされる部分が、日本政府独自の政策に起因するものなのか、米国政府の政策やそれへの忠誠の圧力の下にある日本政府に起因するものなのかを分別する必要がある。一般に考えられている以上に、日本政府固有の主張が強いというのが、筆者の最近の印象である。(中見出しは編集部) M

鎌田定夫

長崎平和研究所所長。東京フォーラムに対するNGO長崎集會を主催。



可能性と限界

核拡散阻止の過渡的提言

東京フォーラム報告書は、最近の核やミサイル等をめぐる危機的状況を分析しながら、この報告と提言が「地域及び国際安全保障の後退を阻止するため緊急の措置を提示することを目的としている」(第1部17項)とのべている。

このことは、報告書全体を通読して、私自身が確認したことでもあるが、結局のところ今回の報告書は、核兵器廃絶という目標をいかに実現するかというよりも、最近の核拡散という危機をいかに阻止し逆転させるかに重点をおいた、いわば過渡的提言といえよう。この点では、「20世紀中に核兵器禁止協定(NWC)の交渉を開始せよ」という私たちNGOの一貫した要求は、ついに容れられなかった。

しかし、私たちの提言や要望のすべてが拒否されたわけではない。提言の相当部分が報告書には盛り込まれており、その意味では、たとえ過渡的提言だとしても、核軍縮を促進する積極的側面、可能性も含まれている。

「新たな核の危険」について解明した第1部、17項にわたる分析、「核の危険を低減するための戦略的関係の修復」について論じた第2部、56項の包括的な考察、第3部「核拡散の阻止と巻き返し」に関する45項の提言、私はこれらの多くに共鳴し、同意したい。

しかし、最近のイラク攻撃やユーゴ空爆等に見られる米国やNATOの独善的な過剰防衛、先制攻撃主義、覇権主義に関する叙述は極めて希薄である。たとえば、「中国は米国の核抑止ドクトリン及び弾道ミサイル防衛の配備に懸念を表明している」という程度の間接的表現に留まっており、それらの覇権主義的行動が国連をも無力化し、紛争解決を困難にしていることへの直接的批判は乏しい。また、日本政府のそれらへの追従、あるいは加担性への指摘もほとんど見られず、あまりにも自己抑制的である。

北東アジア非核地帯は時期尚早か

報告第2部49項めには「中東非大量破壊兵器地帯」の創設が提唱され、さらに54項めには朝鮮半島の非核化早期実現が

提起されている。しかし、朝鮮半島と日本列島を含めた北東アジア非核地帯創設への言及はない。これは第3部「核拡散の阻止と巻き返し」15項めの「朝鮮半島の非核化」でも同様である。

なぜ私たちNGOが要望した「北東アジア非核地帯化」への提言はないのだろうか。それはまだ時期尚早、ということだろうか。

この問題は、この1年間の日本外務省と私たちとの対話・討論のなかでも明らかになったように、核兵器先制不使用(No First Use)や非核兵器国への核兵器不使用(消極的安全保障)の問題につながる。盟主の米国がこれらを核政策より排除しているためか、日本政府はこれらに対し、極めて消極的である。もしそれらが採用されたなら、それは核戦略そのものの変更に繋がり、日米の同盟関係に亀裂が入りかねないからであろうか。

もちろん、東京フォーラムは日本政府の消極的姿勢に迎合しているのではない。第3部15項めには、「中央アジア非核地帯条約の早期締結と発効を強く支持する。新たな非核地帯の創設を促進し、既存の非核地帯とリンクさせる努力が必要である」とのべ、間接的ながら北東アジアの非核地帯化を期待しているようである。そこに本報告の可能性を見たいのだが、あまりにも慎重すぎるとも言える。

もし「非核三原則」を国是とし、「唯一の被爆国」を自称する国の政府ならば、もっと積極的に、大胆に非核兵器国としての主体性を発揮して、日本を含めた北東アジアの非核地帯化を率先して提唱すべきではないのか。東京フォーラムは、もっと直截に、強く被爆国日本による地球非核化のイニシアチブ発揮を求めるべきである、というのが私たちの強い願望でもあった。

NPT体制から核廃絶への道は開けるのか

報告第3部4項めは「NPTはグローバルな核不拡散の礎石である。NPTは核兵器国と非核兵器国間の中核的パートナーシップと、核兵器を持たずこれを廃絶するという厳粛な盟約に依っている」とのべ、昨年のインド、パキスタン両国の核実験によって起こったジレンマからの出口は、「拡散を容認することではなく、不拡散措置を強化し、核兵器の漸進的な削減、廃絶により、NPTの基本的要請を満たすことである」と提言している。

また、それは第4部「核軍縮の達成」2項めにも「NPTにおける核兵器国と非核兵器国間の中核的合意は強化されねばならない」と繰り返し強調され、第5部「主要提言」では、第1項「NPTの中核的合意を再び誓約すること」、そして第2項「漸進的削減を通じて核兵器を廃絶せよ」、第3項「CTBTの発効を実現せよ」と展開されていく。

形式的論理から見ればNPT体制は明らかに平等原則に反する矛盾を含んでいる。しかしイスラエル、インド、パキスタンなど未加盟国を含む「中核的合意」の再確認、強化によって、この矛盾が止揚され、やがては核兵器廃絶へと前進する、と言えるだろうか。NPTが現存唯一の核兵器拡散防止の国際協定、国際法としての性格をもつとすれば、このような弁証法的な把握は納得できることではある。しかし報告は、「期限を切った核廃絶」でなく、「漸進的削減を通じた核廃絶」のみが核兵器ゼロへ導く唯一の現実的な道であるかのように主張している。だが、これは日本政府提唱の「究極的廃絶」とどう違うのだろうか。

当然のことだが、核廃絶は自動的には達成されない。きびしい対立矛盾の闘争によってのみ、それは実現するだろう。

核廃絶への断固たる政治意志の結集、圧倒的国際世論と市民運動によって政府が支えられ、非核国家連合とNGOネットワークが一体となって核兵器国に迫るとき、はじめてその核戦略の転換、放棄は実現するだろう。

私たちは、今回の過渡的報告・提言に自足することなく、「核廃絶2000」を旗印に、もう一つのフォーラム、NGO「ヒロシマ・ナガサキ・フォーラム」の構築に即刻着手せねばならない。(見出しは編集部) ㉖

川崎哲

ピースデポ・スタッフ。東京フォーラムに対するNGO東京集会の実行委員会事務局を担う。



行き詰まり打破の力持たず

東京フォーラムは、インド・パキスタンの核実験を受けて、「不拡散体制を堅持・強化し、世界的核軍縮を一層促進するための方途を検討」(98年8月5日、外務省)するために始まった。つまり、第一義的な目的は核不拡散条約(NPT)体制の堅持と強化にあったと言える。とすれば、東京フォーラムの報告書は、それがNPT再検討過程の中で、あるいは来る2000年NPT再検討会議に向けてどのようなインパクトを持つか、という観点から検証されるべきである。

NPTに関して東京フォーラム報告書は、次のように述べている。「東京フォーラムは、すべての締約国に対して、NPTの基本的なとり引きをあらためてしっかりと守ることを求める」(第4部3節)。「NPT体制が差別的なものであるといっても、核兵器国と非核兵器国がとり引きにおける各々の約束を守れば、条約は道義的、実質的な欠陥を伴うことはない」(第3部5節)。しかし、「核兵器国も非核兵器国もNPT体制のほころびを修復するだけの十分な行動をとっていない」(第3部1節)。

NPTの「基本的なとり引き」に関してこれと対照的な立場を示しているのが、新アジェンダ連合である。新アジェンダ連合は第3回NPT準備委員会で次のような声明を発表している。「NPTの非核兵器国は、核兵器保有の選択肢を捨てるという義務を負った。その決定は、保有核兵器を廃棄するという核兵器国の法的拘束力ある約束に対応してなされた」。「しかし、NPTにおいてとり決められた、この基本的で、ほぼすべての国が参加したとり引きは、遂行されようとしていない。その明白でありまいさを残さない義務は、じゅうぶんな意欲をもって実行されようとはしていない。5大国が無制限に核兵器を保有できる一方で、180以上の国家が、同じ条約にしたがって核兵器保有を抑制するというような世界秩序は、受け入れられないものである」(99年5月12日。14、15節)。

核兵器国と非核兵器国が同様にNPT体制堅持を再確認しなければいけないと東京フォーラムが述べているのに対して、新アジェンダ連合は、基本的な問題は核兵器国側の核軍縮義務不履行にあって、非核兵器国としてはこの現状をまはやく看過できないとする。実際、「堪忍袋の緒が切れた」非核兵器

国が連合して核兵器国に対して声をあげたことが新アジェンダ連合登場の本質であった。

私は、現在のNPT再検討過程の行き詰まりをみると、原理的な問題として核兵器国側のNPT第6条義務不履行の問題をきちんと掲げない限り、いくら「実現可能な政策」を提案しても、NPT再検討過程の中でのインパクトは非常に弱い提言になってしまうと考える。NPT体制をゆるがしているのは第一に核兵器国の義務不履行である。第二にインドやパキスタンの動きであるが、これらの国々はNPT締約国ではないのだから、「NPTの基本的なとり引き」とは別に論じられなければならない。第三に東京フォーラムが挙げているイラク、朝鮮民主主義人民共和国、イランなどの問題が確かにあるが、これは第一の核兵器国の義務違反と同列に論じられるような規模の問題ではない。

核兵器国にこそ最大の問題

東京フォーラムは「インドの政治的・知的エリートたちは、全面的核軍縮の呼びかけが拒絶されたことこそが、インドが核兵器を求めた要因であると言う。しかしこの議論が説得力をもたないのは、インドが公の核兵器態勢に転じたのが、米国とロシアがそれぞれの保有核兵器の大幅削減を実施してきた時期だったからである」(第2部28節)とするが、私はこれには強く異論を唱えたい。インドが核実験を実施したのは、第2回NPT準備委員会が合意なく閉幕した3日後であった。同準備委員会では、イスラエル加盟問題や核軍縮、消極的安全保障といった問題について米国をはじめとする核兵器国が重たい腰を上げず、NPT再検討過程がまさに暗礁にのりあげていた。こうした核兵器国の態度が、インドの核実験に口実を与えたのである。もちろん、先述のようにインドはNPTの「基本的なとり引き」に参加していないのだから、この論理でインドの行動を正当化することはできないのだが。

NPT再検討過程は、準備委員会から翌年の準備委員会への文書の引き継ぎ方や、再検討会議へのどのような予備文書を誰が作成するか、また再検討会議をどのような性格の文書の採択で終えるのか、といった点について難航が続いている。こうした現状を見ると、NPT常設事務局の設置という東京フォーラムの提案は価値があると私は考える。しかし仮に常設事務局を置くとしても、核兵器国側の義務不履行をどのように是正するのかという強い問題意識に支えられてそれがおこなわれなければ、価値は半減する。

広島平和研究所が主催したシンポジウム(99年9月18日)で、明石康共同議長やその他の東京フォーラム参加者は、報告書が米国をはじめとする核兵器国に対して強く挑戦しているものであることを強調した。確かに中には強い提言もあろう。例えば、核兵器が廃絶されるまでの暫定的な唯一の機能は、核兵器の使用の抑止であって、化学・生物兵器や通常兵器の抑止の機能は認められない(第4部5節)と明確にうたったことは評価できる。しかしそれならば当然第一不使用を認められるはずであるが、この点に関しては第一不使用は「他の大量破壊兵器の使用を促すことにならない限り有益」としており(第4部15節)、ここでは核の非核兵器への抑止機能を認めたかのような表現になっている。報告書が妥協の産物であったことをものごとになっている。米国、ロシアそして日本の参加者が第一不使用に反対したと伝え聞く。残念である。(見出しは編集部) ㉓

国際政治

黒澤満

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授。核軍縮。



きわめて有意義な報告

日本政府および関係者の主導の下に世界各国から優秀な国際政治学者や軍縮問題研究者などを召集し、その成果として東京フォーラム報告書が発表されたことは、日本における核軍縮推進の側面からもきわめて有意義なものであると考えられる。

東京フォーラムの報告書の第一の特徴は、ここ2、3年の核兵器をめぐる現状分析にあり、国際状況がきわめて厳しいものであることを非常に詳細にかつ説得力ある形で分析しているところにある。特に、世界的には、米国が一国主義を追求し、米中関係が悪化していること、地域的には、南アジア、中東、北東アジアにおける核拡散の危険が指摘されている。

その上でこの現象を逆行させるための行動がとられなければ、核不拡散、核軍縮の条約は無意味なものになると警告している。その意味で全体にパシミスチックな論調が基盤となっている。

第二は、フォーラムの検討の対象がきわめて広範な領域に及んでいることである。一方において、議論の対象が核兵器に限定されず、化学兵器と生物兵器を含む大量破壊兵器をも含み、さらにミサイル防衛を含むミサイル問題が詳細に検討されている。他方において、これらの問題が国家間の関係だけでなく、テロリストなど国家以外の主体にも言及している。核不拡散および核軍縮の問題の検討に不可欠な事柄であることは間違いのないが、若干あまりにも広範囲に及び核兵器への焦点が薄められるという懸念もありうる。

第三は、個々の提言がきわめて現実的であり、即時にまたは短期間に実現可能なものが多く列挙されていることである。核の危険が増大しているという認識の下に、それを是正することを第一の目的としてさまざまな提言がなされている。キャンベラ委員会報告書を超えるような壮大な核廃絶のプログラム、または期限付きの核廃絶プログラムを期待していた人々は失望するかもしれないが、東京フォーラムのスタンスは、核軍縮につき楽観的でありえたキャンベラ委員会の時期と異なり、現在は非常に核の危険が増大しているという認識に立っている。

第四は、提言内容が各国に対する高いレベルの要求になっていることである。インド、パキスタン、中国などさまざまな国が

らの参加者がいるため、提言内容がコンセンサスにより最低限のものになることが危惧された。しかし、報告書の内容は、必ずしも全員の賛成が得られないものも含まれ、各国に対し高いレベルの要求をなしている。インドの代表が途中から参加しなかったのは残念なことである。第5部の主要勧告では17項目の提言がなされているが、他の部においてもその数倍の非常に多くの勧告がなされている。

核兵器国説得の方法論が必要

第五は、報告書における核不拡散と核軍縮の関連である。当初、インド・パキスタンの核実験を契機として開始され、核不拡散に重点を置き核軍縮が軽視されることが危惧されていた。

しかし報告書は、主要勧告の最初に、核不拡散条約の中心的バーゲンの再確認を強調し、条約は軍縮と不拡散の双方を要求しており、非核兵器国が条約を遵守しなければならない一方、核兵器国は核軍縮における具体的進展を示さなければならないと述べ、両者の強い関連を前提としている。この認識はきわめて重要であるが、果たして核兵器国がこのような認識を享有しているかは大いに疑問であり、このような認識を核兵器国に対してどのように説得し、認めさせていくのかという観点が含まれていれば、報告書の内容は一層充実したものになったであろう。

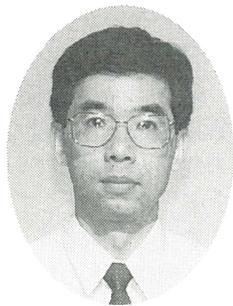
最後に、提言の内容について、他の勧告などとのバランスから考えて、若干不十分だと思われる点を指摘しておきたい。一つは、「核兵器先制不使用」に関して、東京フォーラムは核兵器の唯一の機能は他の核兵器の使用を抑止することであると考えるとして述べながら、先制不使用については非常に慎重な対応しかしていない点である。また一般に誓約などの措置にきわめて低い評価しか与えていない一般的な傾向が見られる。もう一つは、朝鮮半島の非核化については主要勧告で言及されているが、中長期的にも「北東アジア非核兵器地帯」については一言も言及されていない点である。

このフォーラムは日本政府により設置され、その報告書は基本的には日本政府に提出されているものであり、総理、外務大臣なども積極的な対応を約束しているのであるから、政府は

この報告書の個々の内容を具体的に活かしていく責務がある。その意味でこの報告書の真の評価は、ここに含まれる提言がいかに実施されているかに依存している。最後に、この報告書を基盤に日本の一層積極的な核軍縮外交が展開されていくことが期待される。(見出しは編集部) ㊦

浅田正彦

東京大学法学部教授。国際法。
科学技術庁参与。



核「新提言」生かせるか

さる7月26日、「核不拡散と核軍縮に関する東京フォーラム」

は、一年間、4回にわたる会合を終え、その成果を報告書の形で小渕首相に提出した。同フォーラムは、昨年5月のインドおよびパキスタンによる核実験という事態を受けて、日本政府のイニシアチブのもと、新しい事態にいかに対応すべきかについての緊急提言を求め、世界の超一流の核軍備管理専門家を結集して開かれていたものである。

実は、個人的には、今回の作業の成果は、内容的にもそのインパクトの面でも、さほど期待できるものとはならないのではないかと思っていた。核廃絶への道筋を示す提言としては、1995年のスチムソン・センターの報告や、96年のキャンベラ委員会の報告など、すでにいくつかの提言が出されており、今回の報告書もその「二番煎じ」となる可能性があったからである。また、インド・パキスタンの核実験から一年以上が経過した時点での提言の提出は、時期的にも遅きに失するように思えた。

しかし、少なくとも第一の予想は大きくはずれた。以下、今回の報告書の注目すべき点をいくつか掲げてみたい。第一に、報告書が、インド・パキスタンの問題や核の問題を超えて、他の大量破壊兵器やミサイルを含む軍備管理・軍縮の主要な問題を包括的に扱うものとなっている点に注目したい。南アジアと同様に核の拡散が喫緊の問題となっている中東においては、イスラエルの核兵器に対抗するため化学兵器の放棄を拒否する国も多く、核兵器は化学兵器などの他の大量破壊兵器と切り離しては考えられない。

また、その保有国が急速に拡大している弾道ミサイルの拡散問題も(89年の15か国が97年には36か国に増大)、大量破壊兵器の拡散と密接不可分に結びついているのであり、本来、両者は同時に取り扱うべきものである。こうして、東京フォーラムが軍備管理・軍縮問題を包括的に捉えたことは、軍備と軍備管理の現実に合致するものとして評価できよう。

第二に、これまでの核廃絶に関する提言やその他の提言では必ずしも大きく取り上げられてこなかった新奇な提案も目を引く。たとえば、核拡散防止条約(NPT)に、条約順守の問題を扱う常設機関を設置することが提案されているが、NPTには固有の監視機関が存在せず、国際原子力機関(IAEA)の検証能力にも限界があることから、一考に値する提案である。また、実現可能性は別として、国連加盟国が大量破壊兵器の犠牲になった場合には、常任理事国に安保理で拒否権の行使を行わないよう求める提案も興味深い。

しかし、日本との関係で何よりも注目すべきは、欧州における中距離ミサイルの全廃を取り決めたINF条約を、他の地域にも拡大する可能性についての提案である。このような提案の実現にはかなりの困難が予想されるが、わが国を射程におさめる北朝鮮や中国の中距離ミサイルが全廃されるならば、わが国の安全は飛躍的に向上することになるだろう。

対印パ、原則的立場を堅持

第三に、特定国に厳しい注文を行っている点も、称賛に値する。すなわち、核実験から一年以上が経過し、インド・パキスタン両国の核保有を所与のものとする議論も出始めている中、両国に非核兵器国としてのNPTへの加入を求めるなど、原則的な立場が堅持されている。このため、メンバーであるインドのジャスジット・シン防衛研究所所長は、第3回・第4回会合を欠席している。また、中国に対しては、核兵器の増強を中止し、核兵器関連の透明性を高めるよう要求するなど、わが国が公

式の間では取り上げにくい問題を正面から直截に取り上げている。そのため、中国は老齡のメンバーの代理として、外務省の軍備管理軍縮局次長を第4回会合に送り込んだ。

問題は、この提言の今後である。日本政府のイニシアチブで開催したフォーラムであるので、その成果を日本政府が自らの外交政策にいかん役立てるかが重要である。もちろん、提言に列挙された17の事項はあくまでフォーラムの勧告であり、それをどのような形で利用するかは、あげて日本政府の判断に属する問題である。これまで「究極的核廃絶」など具体性に欠ける提案を提示するにとどまってきたわが国政府が、今回の提言の中から、自らの政策目標に合致し、しかも実現可能なものを選別し、適切な場において積極的に提唱していくことを切に望みたい。(『読売新聞』99年7月28日に掲載されたものを、著者の許可を得て再録したものです。中見出しは編集部) ㊦

金子熊夫

元外務省原子力課長。東海大学平和戦略国際研究所教授。I
PPNW日本支部顧問。



今後の実行に期待する

「核不拡散及び核軍縮のための東京フォーラム」は、核問題に関して従来あまり目立った動きを見せなかった日本政府が、久しぶりに自らイニシアチブを執ろうとした積極的な意欲の現われであり、その最終報告書(本年7月公表)も、世紀末の国際政治状況を考慮すれば、それなりに高く評価できる内容を含んではいる。しかしながら、「唯一の被爆国」という特別の使命を持った国として、沈滞気味の核軍縮交渉にカツを入れるような、大胆かつ斬新なメッセージを、と期待していた市民の側からすれば、手放しでは満足できないのも事実である。そのような観点から、あえて、やや辛口のコメントをいくつか提示しておく。

1. 東京フォーラムは、昨年5月の印パ両国の相次ぐ核実験に触発されて設置されたものであり、当初から、核軍縮問題よりも核不拡散問題に焦点が合わされていたことは明らかである。この核実験の直後、日本政府は一時、両国対立の最大の原因となっているカシミール紛争の解決こそ緊要と考え、そのための国際会議の東京開催を提案するなど、調停者的役割を果たすことを考えたようであるが、同紛争の国際化を嫌うインドの強硬な反対に遭い、構想倒れに終わった。その代わりに急浮上したのが、この東京フォーラム(当初は緊急行動会議と呼ばれていた)である。

こうした経緯からも、インド、パキスタンのような核不拡散条約(NPT)非加盟国にどう対処するかという、きわめて困難な問題が中心課題であったはずであり、これに東京フォーラムがどのような結論を出すかが注目されていた。しかし、この点については結局、特に目新しい政策提言は何も出てこなかった。

のみならず、途中までは会議になんとか出席していたインドの専門家が最終会合にはついに欠席したことからみても、当

「核廃絶の一步手前」 は小渕首相の言葉

東京フォーラムの事務方からエピソードを聞いて、報告書のキーワードの一つは「核兵器の一步手前(one step short of zero)」(第4部21節)であることを知った。この言葉は、日本政府が使い始めた「究極的廃絶に向けた核軍縮」という言葉が、あまりにも市民に評判が悪いので、それに置き換わるべき言葉として外務省が報告書に入れることを希望したらしい。この言葉は小渕首相が、「廃絶とまでいかななくても、その一步手前まで行かないのか」とかつて述べた言葉を活用したという。実際、点検してみると、報告書には今後の目標について「究極的廃絶」という言葉は一切使われていない。

「究極的廃絶」も「一步手前」も、廃絶への見通しを与えないことにおいて、何ら変わりがない、という批判も成り立つであろう。いっぽうで、理論的肉づけの仕方によれば、多国間交渉の国際政治の場では、過渡的目標になりうる言葉かも知れない。要は、本心がどこにあり、いかに行動するかである。㊦

事国であるインドをも巻き込んだ有効な解決策を打ち出そうという当初の発想自体に甘さがあったといわざるを得ない。

2. 東京フォーラムについてももう一つ注目されたのは、いうまでもなく、アジアにおける唯一の核兵器国(NPT上の正規の核兵器国)であり、当面核戦力の増強に没頭するのみで、核兵器削減交渉にはほとんど全く関心を示していない中国に対して、果たしてどれだけ厳しい注文をつけられるかであったが、この点については、確かにかなり突っ込んだ議論が行われた形跡がある。しかし、その中国は、最終報告書の採択には同意したものの、いくつかの重要なパラグラフに対し、ことごとく留保を付した(中国の留保箇所は、報告書の「序言」の直後にはっきり明記されている)。このことも予想されたことながら、この報告書の一つの限界を示すものであるが、それは同時に、今後NGOの立場で北東アジアにおける非核化構想を進めて行こうとする我々にとっても、状況の厳しさを改めて浮き彫りにした感がつよい。

バランスを欠く「先制不使用」論議

3. なお、私個人の最大の関心事は、東京フォーラムがいわゆる「核の先制不使用」(no first use)問題にどれだけ踏み込んだ検討と提言を行うかという点にあったが、少なくとも公表された報告書を読む限り、この点についても最初から否定的なニュアンスが濃厚であって、バランスのとれた議論が行われたとはとても思えないのは、残念であった。確かにNATOの場合は、ロシアとの関係上問題があるが、北東アジアでは、中国が既に「先制不使用」を宣言しており、NATOとは事情が異なる。

日本政府にとっては、日米同盟に直接関わる「核の傘」問題が絡んでいるので、東京フォーラムのような場で議論する気は最初からなかったのだろうが、この「核の先制不使用」問題は、北東アジア地域における長期的な安全保障体制構築の一環

として、あるいはその第一歩として、きわめて重要であり、避けて通れない問題である。その意味で、我々はNGOの立場から、東京フォーラム以後の最重要課題の一つとして、この問題に関する一層真剣な検討を怠るべきではないと思う。因に、著名な国際NGOで、私がかねてから関係している「核戦争防止国際医師会議」(International Physicians for the Prevention of Nuclear War=IPPNW)では、2年前から北アジア地域会議(メンバーは日本、韓国、北朝鮮、中国)を設置し、北東アジア非核化構想に関する研究を進めているが、そこでも「先制核不使用」問題が一つの重要課題となっている。

4.このように、東京フォーラムの報告書に対しては、いろいろ不満な点はあるが、これらは、所詮「ないものねだり」なのかもしれない。例えば、キャンベラ委員会のメンバーと今回の東京フォーラムのメンバーを比較すれば、両者の性格の違いは明瞭であり、東京フォーラムから出てくる結論は、最初から大方予想できたわけである。したがって、今さら驚いたり、がっかりするまでもないことである。

それよりむしろ、数々の困難な状況の下で、ともかくも今回のような報告書の取りまとめに尽力した関係者の努力こそ大いに多とするべきであろう。

その意味で、最後に一言日本政府当局に対する希望を申し述べれば、せっかくの東京フォーラムの結論を無駄にしないために、今後同報告書に盛り込まれた政策提言のうち、一つでも二つでもいいから、必ず実行に移されるよう、国連、軍縮会議(CD)その他あらゆる外交の場において、最大限の努力を払ってもらいたいものである。(中見出しは編集部) M

吉田康彦

元IAEA広報部長。埼玉大学教授。国連、核・原子力、朝鮮半島研究。



現状肯定の域を出ていない

一言でいって失望した。多少の新味はあるが、総花的で、大国主導の核管理の現状肯定の域を出ていない。

昨年8月、印パ核実験を受けて橋本首相(当時)が、いわば急場の思いつきで提案したのが、カシミール問題解決のための国際会議招集とこの核軍縮フォーラム(のちに「東京フォーラム」と命名)だった。

カシミール国際会議の方はインドの拒否で実現しなかった。カシミール問題は国際会議を開いて簡単に解決するような代物ではない。日本政府がこの問題にいかにもナイーブで無知かを露呈する結果になった。歴史的経過をひもとけば、そんなことは明白な筈だ。

フォーラムの方は実現したが、3年前、オーストラリア政府の呼びかけで開催されたキャンベラ委員会に較べると一歩後退である。核廃絶の訴えは影をひそめ、専らNPT(核拡散防止条約)体制強化が全篇の主流となっている。

まず私たちは、名称が会議であろうと、フォーラムであろうと、核軍縮、核不拡散をめぐる論議の場の多さに食傷みである。定例の討議の場としてニューヨークの国連総会があり、ジュネーブ軍縮会議があり、5年毎のNPT再検討会議があり、不拡散問題に関してはウィーンのIAEA(国際原子力機関)総会と年3回の理事会がある。

これらはいずれも政府代表者会議だが、学者・NGO(非政府組織)代表の討議の場は数限りない。ジュネーブには国連軍縮研究所があって一年中、会議、セミナーを開いている。私も国連在勤中、年間一度はこの種の会議のお膳立てをしていたものだ。

さらに日本では、明石康氏の日本政府への売り込みで定例化した「国連軍縮会議」が毎年開催されているではないか。今年も東京フォーラム最終会議の直後に京都で開かれた。

したがって日本政府があえて提案し、スポンサーとなった以上、そこに「日本らしさ」がなくてはなるまい。何が「日本らしさ」か。いうまでもなく、唯一の被爆国として核廃絶を強く願う国民感情がそこに反映されることだ。報告には、そのかけらもなかった。

そもそも参加者が偏っている。23名のうち、米英アングロ・サクソン系の学者・政府関係者が7人も占めている。日本人は、明石、松永両共同議長、今井降吉氏の3人だが、いずれも政府の公職にあった人物(注=明石氏もニューヨークの日本政府国連代表部参事官、公使を経験している)で、学者と市民運動家に門戸を閉ざしたことは遺憾である。

中国代表が報告書の一部に異議を唱えたのは致し方ないとして、インド代表が途中でボイコット、さらに中東からもエジプト一人、アフリカからはゼロというさびしさだ。

新聞各紙は「米ロ戦略核弾頭を1000発まで削減する提言をしたこと」を評価し、見出しにしていたが、3500ないし3000発までの削減で両国が合意したSTART(戦略核兵器削減条約)Ⅱのロシア議会批准もままならずの状態では絵に書いた餅にすぎない。米ロ両首脳は、次の段階(START-Ⅲ)、で2000発まで削減することに、すでに合意しているのだから、その次の目標は当然1000発ということになる。しかもロシアは維持費に事欠き、核管理不能状態で、10年後には自然に1000発程度の戦略核保有になると見られており、これでは何のための提言かわからない。

保有国の特権を固定化

報告書全体を貫くNPT体制堅持のための提言は、条約の常設事務局設置、条約違反国に対する制裁措置の強化などに表われているが、これらは条約公認のNWS(核兵器保有国)を固定化するばかりである。CTBT(包括的核実験禁止条約)の抜け穴とされている臨界前実験について、報告書は全く批判の対象としていない。NPT第6条は、誠実な交渉による核軍縮の推進を、NWSに義務づけているが、その点への言及もきわめて弱い。むしろ、これが柱になってこそ提言の意味があったはずだ。

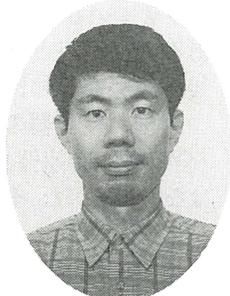
北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)に関する項目では、参加者の無知と偏見を露呈し、「北朝鮮の病的な全体主義的体制に問題があり、彼らの好戦的態度は政権にしがみつこうとするあがきのようだ。いつ崩壊するか、いつ政権を明け渡すか、それとも戦争に打って出るのか、成りゆき注目だ」などと記してい

る。1994年のジュネーブ米朝“枠組み”合意を実行せず、違反しているのは、一方的に北朝鮮側だという判断にも誤解と偏見がある。その後の推移で明らかとなり、クリントン政権は、ジュネーブ合意を実行してこなかったのは米側であることを認めて対北朝鮮経済制裁解除に踏み切ったのだ。

朝鮮半島に残る冷戦構造除去のための展望も全くない。朝鮮半島非核化は、すでに南北朝鮮の合意事項であり、提言に含まれているが、非核地帯創設を賞賛しながら、「北東アジア非核地帯構想」には全く触れていない。大変お粗末な報告書であるといわざるを得ない。(中見出しは編集部) ㉓

高原孝生

明治学院大学教授。国際政治。
ピースデポ理事。



拒否権不行使に疑問

まず、核兵器をめぐるこうした議論・論点があるということ自体、多くの人知ってよいことです。最近、外務省のホームページが著しく改善されているようですが、この報告書の原文(英語)も邦訳も、ともに見られるようになっており、私も自分の学生に、積極的にアクセスするよう奨めています。冷戦終結後の現状認識等、報告書に記されたものと多少異なった視角もありえますから、よい教材となりそうです。

ここでは、断片的ですが、気になった三つの点のみを述べま

す。

1. 全体について言えることですが、とくに第2部の第51段落で、北朝鮮の国内体制について評しているところは、体制批判、崩壊期待のトーンが強すぎると感じました。冷戦期の軍縮交渉にもあった問題ですが、交渉の成功のためには、相手を交渉当事者として認めなくてはなりません。特定の国の特定の行動を批判すべき局面は当然ありえますが、その際には、自国側についての反省的視点も伴わなくては、説得力が弱まります。

2. 上の点との関連で目にとまるのは、第3部の第18段落、および第5部の第14段落です。例えば後者では「大量破壊兵器の拡散は国際的平和と安全に対する脅威であると宣言する決議を採択するよう」国連安全保障理事会に求めています。実質的にこれが意味するのは、大量破壊兵器の拡散自体に対して、武力行使を含む対応をとることを可能にするということであり、さらにその際、「大量破壊兵器の使用、または、使用の威嚇の対象となった国連加盟国を支援、又は、防衛する努力に対して拒否権を行使することを自制する」ことが常任理事国に求められています。国際社会が核の脅威に対抗する際に一部の国の拒否権を認めてはいけぬ、という論理は、一見、当然のように聞こえますが、実は強者による武力行使の論理として作用しうるのであって、歴史的にもいわゆるバルーク案が提案された核軍縮交渉の当初から問題となっているところなのです。

3. 南アジアに核拡散が進み、核ドクトリンが改めて光を浴びてきています。そうした中で、核兵器の先制不使用宣言については、もう少し積極的な評価があってもよかったですように思います。(第4部第15段) 国際司法裁判所も判断したように、核兵器は基本的に違法な兵器であるという前提に立ち、現存するものの役割を不断に最小化していくという方向性をもっと打ち出せれば、より国民感情に即したものになったのではないかと、惜しく思います。(見出しは編集部) ㉔

英

レベッカ・ジョンソン

Rebecca Johnson

アクリノム研究所所長。信頼の厚いNGO研究者・運動家。ピースデポ助言者。



予想以上だが必要以下

東京フォーラムが始めて設立されたとき、それは国内の強い反核ロビーをなだめ、1998年6月に日本が新アジェンダ連合に加わるのを拒絶したことから注意をそらすことを意図したイニ

シアチブという風に見た核廃絶論者たちによって、嘲るように「キャンベラの息子」とレッテルを貼られた。完結した報告書は、予期された以上のものであるけれども、必要とされる以下のものである。

報告書は、危機的状況とくに地域的安全保障の問題の複雑さや大国間の悪化する関係の分析においては、非常に的確である。最も大事なものは、東京フォーラムが我々が直面している選択は核拡散という確実な危機か、核軍縮という挑戦かの2つに1つであると強調していることである。

全体に貫かれているアプローチは、ジェスチャーの政治を差し控え、大国が国際社会からの十分な圧力を受けるならば、採択する気になるかもしれない、実際的で段階的な手段に集中することである。そこには目新しいものはほとんどないが、東京フォーラムは、戦術核兵器、ミサイル拡散、および万が一への防護(ヘッジ)としてロシアと米国によって保持されている大規模な非配備核戦力の問題に対処するための多くの気の利いた提案に重点を置く。東京フォーラムは、2000年コンピューター誤作動がコンピューター化された軍事システムに問題を引き起こしうる期間に特別な緊急性を付与しながら、核兵器を警戒態勢から解除することの重要性を強調する。東京フォーラムは、透明性イニシアチブを支持し、核物質の検証可能な登録

を提案するが、核兵器登録には明確な態度を示さず、「実行可能性研究」を求めるだけである。東京フォーラムは、中国、フランス、イギリスに核軍縮過程にもっと関与するよう促し、5つの核兵器保有国がすべての保有核兵器を同時に半減させたり、あるいは完全な核廃絶に先立って、すべての核兵器保有国が、(それぞれの)ある最低限のレベルについて合意するというような、五大国による(核兵力)削減のための興味深いアプローチを提示している。

色濃い政治的制約

しかしながら、前向きな提案がありながらも、報告のなかには、東京フォーラムが活動する政治的文脈に制約されてきたものもある。例えば、ミサイル防衛や核抑止のような問題に関して、報告書は日本と米国との同盟に亀裂を生じさせないような選択をした。核抑止の教義は否定されず、現在の状況の下でのミサイル防衛計画がはらむ問題は、「慎重に」進められるべきであるという議論をもって避けられている。核の危険を減ずる他のイニシアチブも同様である。核の傘に基づいた同盟が、どのように核兵器の価格相場をより高いものになっているかについての議論はない。報告書は、ただ、核兵器は核保有国の安全保障を高めてきたという主張は、他の国々を大量破壊兵器を獲得するように仕向け、そのことによってすべての国の安全保障を減少させてきたかもしれない、と述べるに留まっている。

全体として、東京フォーラムは、国際的な論争に対して有用であるが、限定された貢献をした。それは、分析の悲観主義とフォーラムの主催者と構成員の政治力学によって制約された実用的な課題を提起する。核の教義における変更が必要であると認めているにもかかわらず、報告書は、どのようにそれを達成し、核兵器への中核的な依存を減ずるかについてのビジョンもアイデアも示していない。(見出しは編集部) ㉓

ロバート・グリーン

Robert D Green

英海軍中佐(退役)。中堅国家構想国際運営委員。英国世界法廷プロジェクト代表。ピースデポ助言者。



新アジェンダ連合を強力に支持

この報告書は、私が予期していたよりも、良いものである。第1部は、その核軍縮の危機の見方において力強いものである。疑いもなくその理由は、フォーラムの審議の期間、この危機が深刻になってきたという多くの証拠があったからである。

第2部「核の危険を低減するための戦略的関係の修復」は、思慮深いものである。その中東についての箇所は、イスラエルの核兵器能力について、新鮮味を感じさせるほど率直である。北東アジアに関する最後の箇所では、北朝鮮との対話に関わるようすべての国に求めることにおいて、建設的である。

第3部「核拡散の阻止と巻き返し」では、非核化された朝鮮半

仏・中の警戒態勢に異論

東京フォーラム報告書に「英仏は各々弾道ミサイル搭載潜水艦を1隻のみ航海させ、日単位の発射態勢を敷いている。中国は、即応態勢より、やや低いレベルで核兵器を維持している」(第4部12節)という記述がある。この認識に「アボリション2000」に集う専門家から異論が出た。

フランスの核兵器に詳しいマーチン・ブッチャー氏(BASIC、英)は、フランスに関する記述は誤りと指摘する。彼によると、フランスは常時2隻の戦略ミサイル原潜をパトロールさせている。94年に3隻から2隻体制に削減し、ドックにある1隻が即応態勢をとるという要求を廃止した。それ以後の態勢変更の情報はないという。

中国の核兵器の警戒態勢について、ジョン・パイク氏(全米科学者連盟)は一触即発態勢にないと信じる理由はないと述べた。それに対して、ビル・ロビンソン氏(プロジェクト・プラウシェア)は、昨年末にR・ウォルポール米戦略核計画課報将校が「中国はミサイルの燃料を抜き、弾頭を外してミサイルを維持しており、核兵器の偶発的発射の危険は考えにくい」と述べていることを指摘した。㉓

島を達成し、アジアにおける非核地帯を強化し、拡大するためにいっそう努力することを強調しており有益である。しかしながら、すでに課題として提出されている、不完全あるいは未解決の大量の諸措置を再検討する部分は、読む者をへきえきさせる。

私は、第4部「核軍縮の達成」が、もっとも有用な部分だと思った。その最初の部分には、失望された。キャンベラ委員会と同じように、核攻撃に対する抑止を支持し、1996年7月8日の世界法廷の勧告的意見にほとんど言及していないからである。しかし、STARTプロセスと警戒態勢解除のためのより大胆な目標を要求する場面において、内容が良くなる。警戒態勢解除を2000年コンピューター問題と結びつけられる。しかしその際、核戦力の警戒態勢解除を維持することを要求してはいまい。フランスが分単位から日単位にその核兵器発射態勢を緩和して英国と並んだという記述は、この問題に関して初めて私を読む文献である。

第4部の27段落は、報告書のハイライトである。「核抑止と諸基限をきった核軍縮の枠組みとの間の神学論争にはまり込んだ多国間会議の場に、新しい勢いを与えるよう」新アジェンダ連合を、驚くほど強力に勇気づけている。また、「中堅国家とNGOとの創造的な連合は、現在他の場所にはないリーダーシップを供給する助けとなる」として、暗に「中堅国家構想」を同じように勇気づけている。28段落はまた、(ジュネーブ)軍縮会議の批判において無遠慮であるが、ミサイル防衛に関する提言は、説得力のないものである。

1996年の世界法廷の裁定に照らしてカナダの核政策を見直した、議会の外交貿易常設委員会による1998年12月の報告書に対してカナダ政府が行ったように、日本政府に、報告書への詳細な回答を公にするよう、働きかけるべきである。とくに、今年秋の国連総会での改訂された「新アジェンダ連合」決議を日本が支持することを可能にするメカニズムを、東京フォーラム報告書は提供している。(見出しは編集部) ㉓

アチン・バナイク

Achin Vanaik

ジャーナリスト。インド核軍縮運動(MIND)の中心メンバー。トランスナショナル研究所(TNI)客員研究員。インド。



米国こそ核永続の責任者

多くの長所にもかかわらず、東京フォーラム最終報告書は弱点を持つ。私はその点のみに焦点をあてることにする。

報告書は、「他の」大量破壊兵器と国家以下の主体のテロリズムに関して、現在の米国が持っている妄想を容認しすぎている。「核態勢見直し」や「大統領決定命令60」に教義として具現しているように、米国は核兵器の継続的保持を正当化するためにこのような言い訳を必要とする。紙面の不足でこの問題を詳しく論じることはできないが、国家以下の主体のテロリズムではなく、国家あるいは国家が後ろ盾となった核テロリズムが、危険の中心なのである。

報告書は、自衛権の尊重という名において、暗にしる公然としる、対ミサイル・システムを正当化すべきではなく、無条件にそれらに反対するべきであった。NATOの拡大についてさえ、報告書は、米・露間および全世界的な軍縮の努力へのその否定的な影響を十分に強調していない。報告書はもっとバランスのとれた、大胆なものであるべきであり、米国が核兵器を永続化させる張本人であり、軍縮の速度の主要な仕切り屋であることを率直に認識するべきである。

南アジアに関して、報告書が、ラホール宣言を読み違えていることは深刻である。インドは、核兵器が地域の戦略的安定をもたらさだろうということを示すために、この宣言を要求した。ミサイル実験の事前通告に関する、いわゆる信頼醸成措置や印パ両国のそれぞれの核の教義を作成することについての協議は、さらなる核戦力の準備を進めることを正当化し、両国のこの道すじを覆すための外からの圧力を弱めるために意図されたものである。まちがいがなく、ラホール宣言の主要(軍事)な面は、一つの計略であった。

中東に関して報告書は、非大量破壊兵器地帯を作るための努力と和平過程を結びつけるというイスラエルの立場を支持することによって、大きなまちがいを犯している。というのは、a) 和平過程がひどく欠陥に満ちたものあり、不公正なものだからである。それは安定した平和を保証しえない。b) イスラエルは、領土的な存在が脅かされると主張することがもはや道理に合わないという理由によって、非大量破壊兵器地帯に入るように圧力をかけられなくてはならない。ひき続き核の選択肢を保持したいというイスラエルの願望の裏には、米国の地域戦略構想の一部としてイスラエルの「核の防護(ヘッジ)」を維持し

たいという米国の願望が存在している可能性があるという事実は、報告書は気づいていないように思われる。

バランスを欠く北朝鮮批判

北東アジアについて報告書は、北朝鮮の核準備と野望に対する米国と日本政府の過剰に批判的でアンバランスな評価に偏りすぎている。もちろんこのような見解は、報告書が他の点では批判している戦域ミサイル防衛を、米国と日本が正当化を強化するのを助けている。

全般的な軍縮に関する見解において、報告書は、すべての卵をNPTという籠の中に入れていた。報告書は、核兵器国が(NPT)第6条の約束の彼らの側の責任を果していないことを批判しているにもかかわらず、NPTが核不拡散体制の中心的な一つの柱にすぎなくなり、全世界的な軍縮への大道ではないかもしれない、あるいはなりえないということ、認めようとしていない。報告書は、核兵器廃絶条約(NWC)、あるいはジュネーブ軍縮会議において全世界的な軍縮を議論・交渉するための特別委員会を制度化するというような、他の道を模索しようとしていない。核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)に関して報告書は、締結の成功を、非同盟グループ(G21)の多くの国々が望む特別委員会の設置と結びつけるというような決定的な問題を避けている。

報告書は、現実的でありたいと考えるあまり、国連改革に関して良い見解を出していない。少なくとも安全保障理事会から国連総会にいくらかの権限を移行することによって国連の構造を民主化する努力に、報告書は力点を置くことができたであろう。たとえば、安全保障理事会を拡大する代償として、新しいルールや条件を求めることなどである。(見出しは編集部) ㊦

ペルベーズフッドボーイ

Pervez Hoodbhoy

パキスタンのカイゼム大学教授。物理学。メリーランド大学客員研究員。南アジアの核化に反対する論客。



兵器開発の視点が欠落

東京フォーラムは、核兵器の世界的拡散を制限するとともに、国家間の核紛争の可能性を減らすことを目的とした幅広い領域の提言に到達した。これらの提言のどれもが称賛できるものである(残念ながら、そうしにくい世界的な趨勢の中では実行可能ではなさそうであるが)、基本的な問題を抽出することに関して、本質的な不備がある。少なくとも、3つの重要な見落としがある。

第一に、新しい型の核兵器の開発をめざした研究の継続によって生じる損失を認識することが、絶対に必要である。米国では、主要な兵器研究所にさまざまな計画がある。一つの方向は、巨大な量の爆発的破壊力を今よりはるかに小さい容量の中に詰めこむのと同時に、不要な放射線やと放射線の影響を大幅に減らすような、核分裂の引き金によらない水素爆弾を作ることである。もう一つは、極めて小型で、特定の標的に合わせ

た爆発力を持つ装置である、ミニ核兵器やマイクロ核兵器の研究である。その他にもバンカー(地下壕)破壊兵器や通信施設を破壊するための特別な電磁パルス装置などがある。これらの開発は、核戦争遂行能力を維持し高めたいという米国の願望を示すものであり、戦略的抑止とは明確に分けられるべき目的である。きっと多くの国にとっては、後者よりも前者の方が、はるかに脅威を与えるものと感じる傾向にあるだろう。

第二に、大気圏型兵器を含む精密通常兵器の開発は、時間単位あるいはおそらく分単位で地球上のあらゆる地点の特定標的を外科的に破壊することを可能にする。それらの兵器の有効性は、ある程度ユーゴスラビアに対するNATOの戦争の中で示された。しかし間違いなく、将来はいつそうそうなるであろう。効果的な防衛がほとんど不可能なこれらのハイテク兵器の軍事的能力は、広く認められようとしている。米国とNATOが、エレクトロニクスと通信において他の追従を許さない優位性を持っているので、精密兵器を相殺する唯一の方法は、ある国にとってはより多くの核兵器を作り、運搬能力を高めることであるかもしれない。化学兵器や生物兵器が時に核兵器に対する「貧者の対応」と言われたのとほとんど同じ意味で、核兵器は精密兵器への「貧者の対応」となるということなるかもしれない。

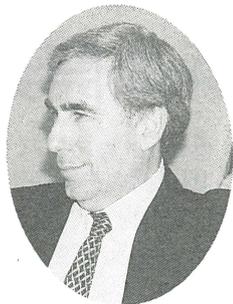
最後に、国家間の殺し合いの紛争に油を注ぐことに国際的な武器貿易が演じる役割が認識されなければならない。これは、単なるおざなりの言及よりもはるかに重要な問題である。通常兵器が、現代もちろん、歴史的にも核兵器よりもはるかに多くの人命と財産を破壊してきたことは明らかに真実である。5つの核兵器国はまた、世界の5大通常兵器供給国である。それらの国は、それぞれの行動に責任を持たされなければならない。そして、大量破壊兵器と分類されるものであろうとなかろうと、破壊兵器の「死の取引」は縮小されなくてはならない。(見出し編集部) M

米

デイビッド・クリーガー

David Krieger

核時代平和財団代表。アボリション2000調整委員会委員。中堅国家構想国際運営委員。ピースデポ助言者。



悲しむべき落第点

核の危機に直面にひるむ東京フォーラムの最終報告書は、「核の危険に直面して—21世紀のための行動計画」というタイトルがつけられている。しかしながら、報告書はとてもそのタイトルの響きほど大胆なものではない。なぜそうであるかを知る手がかりは、報告書の第1部の12段落に見つけられる、そこでは、「しばらく以前から、核、化学、あるいは生物兵器を使ったテ

ロ行為がありうると考えられてきたが、まじめな政策立案者たちは、伝統的にその他の脅威をより急を要するものと見てきた」とある。東京フォーラムのメンバーは、そのような、「まじめな」政策立案者と共に核兵器国における政策立案者に影響を及ぼすことに、提言の主眼を置いてきた。最終報告書は、展望を欠いたまま終わり、現状を転換しようという真の願望を持たない人々にとって受け入れ可能であるかもしれない類の、単に段階的な変更を提案する。

危機意識に不釣合な処方箋

報告書は、国際的安全保障の仕組みが崩れつつあり、核の危険は不穏な速度で広がりつつある、と認識する。これは、強い薬を必要とする症状である。しかしながら、東京フォーラムは、ただのうすい紅茶つきのトースト、すなわち核兵器国における「まじめな」政策立案者の気にさわりのない提案をする。そうすることによって、報告書は、我々が新しい世紀と千年紀の始めに近づいている時に必要としているものに、悲しむべき落第点を取る。ネロのように、核兵器国における、「まじめな」政策立案者たちは、核の導火線が燃え続けている間も時間をつぶしてきた。

報告書は、核不拡散の問題に触れるとき、核不拡散条約(NPT)が再確認され、再活性化されなければならないと考える。息をのむようなロジックをもって、報告書は、もし核兵器国と非核兵器国がそれぞれの義務を遵守するなら、NPT体制の差別的基盤は条約の道徳的、実務的欠陥になるとは限らない、という結論に達する。ここでの問題は、核兵器国が決して彼らの側の義務を果たして来なかったということであり、そうするよりは、核の持つ者と持たざる者という二重構造を維持することにはるかに熱心であるように見えるということである。

報告書の中で一つ明るい点は、化学、生物あるいは大規模通常兵器攻撃を抑止するために核兵器を使用することを弾劾したことである。報告書には、核兵器が廃止されるまで、東京フォーラムは核兵器の唯一の機能は他の核兵器の使用を抑止することであると信ずる、と記されている。これは、核兵器国における多くの、いわゆる「まじめな」政策立案者が、同意しないと思われる立場である。秘密文書である米国大統領決定命令60は、化学あるいは生物兵器による攻撃に対抗するために、核兵器の使用を拡大していると信じられている。

結局のところ、報告書は核兵器国について十分に要求していない。報告書は、米国とロシアに、配備戦略核弾頭数を1,000発まで削減を進めるよう要請している。これは、正しい方向への第一歩である、しかしとても十分とは言えない。報告書は、一触即発の警戒態勢にある核兵器をゼロにすることを目標にするよう求める。千年紀コンピューター危機を認識しつつ、報告書は、懸念のある期間、核兵器を警戒態勢から外すことを求める。よい考えだが、なぜこれを偶発的発射の可能性をなくすためにすべての核兵器を運搬手段から切り離しておくための出発点として活用しないのか。おそらく東京フォーラムのメンバーの心の中では、これは「まじめな」政策決定者にとっては行き過ぎたものになるのだろう。ただ単に偽りの安全保障の約束を提示するだけであり、攻撃的な核兵器能力の開発に再び火をつける可能性を持つと思われる弾道ミサイル防衛に反対するのではなく、報告書は、高性能ミサイル防衛システムの配備を検討しているすべての国が、慎重にその計画を進めてい

くよう求めているだけである。

市民こそ先に行く

東京フォーラムは、我々の核武装された世界の危険に対処するには余りにも少ない、余りにも遅い提案をしている。報告書はまったくの不面目というわけではないが、3年早く出された核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会の報告書に追加したり、それを発展させたりするものはほとんどない。この報告書は、核兵器のない世界を求める広島・長崎の人々の声と比較して評価するとき、深く失望させるものであると私は考える。

日本人々は、世界のほとんどの国の人々よりもはるかに、核兵器の廃絶を達成するための急速な行動を強く支持している。いっぽう、日本政府は、米国の核の傘の下にひれ伏していることに満足してきた。東京フォーラムは、日本、とりわけ広島・長崎の人々よりも、米国や日本政府と、はるかに密接に手を携えてきた。これは、野心のある「まじめな」政策立案者が、権力の座にあるものに話しかけるときに、しばしば起こることである。

日本人々は政府よりもはるかに先に行っており、東京フォーラムにおける専門家よりもはるかに進んでいる。彼らは、すべての核兵器の警戒態勢を解除、核弾頭を運搬手段から切り離すことを要求することを手始めに、核の脅威を削減するための、今よりもはるかに強く積極的な政府のリーダーシップを要求すべきである。これは、あらゆる側面における核軍縮を達成するという、NPT第6条における義務を履行することに向けての、核兵器国側の価値ある第一歩になるだろう。

進むべき道は、厳格で効果的な国際的管理の下での保有核兵器の段階的廃棄を求める核兵器禁止条約に関する誠実な交渉である。これらの交渉を即時に開始し、来年の終わりまでに一つの条約をもって交渉を完結させることができない理由は無い。このようにして、我々は、核兵器を廃絶するために用意された、一致した計画をもって21世紀に入ることができる。東京フォーラムは、時間枠内での行動を求めることに臆病であった。しかし彼らの臆病さが、現在も未来も正しく、かつ人類の利益であるものを、人々があらゆる所で求めることを、妨げてはならない。(見出しは編集部) ㊦

ジャクリン・カッソウ

Jacqueline Cabasso

米西部諸州法律財団(オークランド)所長。アポリジョン2000調整委員会委員。東京フォーラム第1回会合に合わせたNGO集会(東京)にゲスト参加。ピースデポ助言者。



軍縮よりも不拡散に熱心

昨年8月、「市民の声：今こそ核兵器廃絶を！緊急行動会議」に集まったNGOは、日本政府によって提案された「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議」が、その参加者が核不拡散体制の維持に主要な注意を払うようなフォーラムになるべきではなく、むしろ核兵器の早期廃絶への明確な道筋を指し示すことに彼らの注意の多くを向けるものになるべきだ、という趣旨の手紙を小渕恵三首相に書いた。会議の名は東京フォーラム

となったが、残念ながら東京フォーラムは、この助言を顧みなかった。その最終報告書は、核不拡散目標を達成するにあたっての軍縮の主要な重要性を十分に評価していないのに対して、核不拡散を過度に強調している。報告書は、インド、パキスタン、イスラエル、中国およびロシアを選び出して厳しく批判し、米国、イギリス、フランスにはあまりにも軽い批判で済ませている。そして報告書は、NGOから出されたもう一つの提案である、米国の核の傘から離脱することによって、日本がリーダーシップを担う可能性にすら言及していない。

冷戦の終結以来、世界をリードする核兵器国(訳者注：米国のこと)の国家安全保障政策において核兵器の中心的役割が再確認され、核兵器インフラストラクチャーに関連投資がなされてきたということ、東京フォーラムは認識していない。これらの動きは、他の核兵器国に反映され、非核兵器国によってしっかりと研究されている。今日、核武装した米国のトライデント潜水艦は、即座に地球上の目標物を攻撃する用意のできていた冷戦のさ中と同じ水準で、世界の大海をパトロールしている。そして、核弾頭と運搬システムの両方の性能を高める計画が現在進行している。冷戦の終結以来、米国は、リビア、北朝鮮そしてイラクに対して核兵器を使用すると威嚇してきた。1999年、米国は、冷戦中の平均的な年より多くの金額を、核兵器の開発・実験・生産に費やすだろう。

東京フォーラムは、NPT体制が崩れつつあることへの懸念を表明し、核戦力の不可逆な削減を含む、核不拡散条約の中心的取り決めの再確認を求める。フォーラムはまた、鍵を握る国々によるCTBTの早期の批准を求める。しかしフォーラムは、備蓄兵器管理計画を通じて、米国や他の核兵器国で現在進行している核兵器能力の大幅な向上について言及することさえしていない。地下核実験をハイテク室内実験とスーパーコンピュータとで代替するこれらの計画は、核軍縮がCTBTの結果としては起こらず、どのような核戦力削減も十分に復旧できるということを確認するために意図されている。

東京フォーラムは、核抑止の教義に根本的に挑むということにはせず、1996年のキャンベラ委員会報告書を時代遅れと呼ぶ。しかし、キャンベラ委員会の主張は正しかった——どのような国による核兵器の保有も、他の国が核兵器を獲得しようとする恒常的な刺激となる……核兵器の唯一の軍事的有用性と思われるものは、他の国家による核兵器の使用を抑止することである。その有用性は、核兵器が継続的に存在していることを暗に想定している。その有用性は、核兵器が取り除かれるならば、完全に消え去るであろう。(見出しは編集部) ㊦

ダリル・キムボール

Daryl Kimball

「核の危険を減らせるための連合」(米ワシントンD.C.)所長。ピースデポ助言者。



検討に値する新削減案

ベルリンの壁の崩壊からはほぼ十年を迎えようとしているとき、

「核不拡散と核軍縮のための東京フォーラム」報告書は、国際社会が核戦争の脅威を防ぐことに再び専念しなければならない、無数の理由を列挙した価値あるカタログを提供している。ほとんどは、何年もの間、国際的な核不拡散・核軍縮に関して議論されてきたものではあるが、今日かつてないほど適切と思われる解決策を、東京フォーラムのメンバーは処方している。フォーラムが言及しているように、それらの解決策の実現を妨げているものは、主に政治的リーダーシップの不足であり、核兵器国間の緊張した関係である。

いくつかの新しい創造的な核の危険削減イニシアチブも概略が述べられ、提案されている。報告書は、正しくも、米・ロのSTARTプロセスが暗礁に乗り上げていることを、冷戦後でもつよも失望させる事柄のひとつと見なしている。

フォーラムは、最近の一連のSTART IIIに関する議論の結果がいまだ予測困難と言及しながら、米国とロシアは現時点でSTART IIとSTART IIIを合体させることを検討し、START IIIの核兵器削減をもっと思い切って配備戦略核弾頭1,000発にまでしようというような、大胆だが実際の提言をしている。昨今の議論に立ちだかる厳しい難問を考えれば、米国とロシアの政策立案者は、このような新しいアプローチを考慮に入れるのが賢明だろう。

フォーラムは、また、NPTのための常設事務局と協議委員会を求めるという有用で創造的な提案をしている。このイニシアチブは、NPT体制を強化するために加盟国が建設的なアプローチを採択する能力を強めるのに役立つような、これからのNPT加盟国間の対話を促進する助けとなるだろう。5年毎の再検討会議という現在のシステムでは継続性のなさがその制約となっている。

残念ながら、フォーラムは、国土および戦域弾道ミサイル防衛に関する議論に適切に対処していない。フォーラムは、ミサイル防衛の配備を検討している国家に対して、極めて慎重なやり方でそれをすすめるよう求め、米国とロシアに対しては、基本的には、対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)に影響を及ぼして相互抑止のモデルを弱体化させることはないようなやり方で、1972年のABM条約の改訂の可能性を探るよう求めているけれども、フォーラムはこの問題に関してあいまいな見方をもっている。これは不幸なことである。というのは、弾道ミサイル防衛は、中国とロシアが米国のミサイル防衛にうち勝つために彼らの戦略核戦力を増大させる可能性があるため、現時点では明らかに攻撃的核戦力削減への障害であるからである。さらに、そのような防衛は科学技術的に実証されていない——ミサイル防衛システムは技術的に非現実的であると言う人もいよう——という事実は、ミサイル防衛が、常に、構築するよりも逃れることの方が容易であり、軍縮の見通しを損なっても実行するほど価値あるものではない、ということの意味している。

フォーラムの報告書の価値は、悪化しつつある核兵器状況を懸念する参加者や政府が、その大変重要な結論や提言を積極的に推進するかどうかによって、ほとんど決まるだろう。フォーラムの参加者は、来る10月6-8日にオーストリアのウィーンで開かれ、日本が議長国を務めるCTBT発効促進会議のような具体的な意思決定行事において、彼らの提言を推進する助けになるような積極的な役割を果たしうるのであろう。(見出しは編集部) ㉓

独加

オットフリート・ナサウアー

Otfried Nassauer

大西洋安全保障ベルリン情報センター(BITS)所長。ピースデポ助言者。ドイツ。



米同盟国の役割を過小評価

またもう一つ、質の高い諮問機関が、世界の政治指導者たちに、今が完全な核軍縮へ向けた戦略を引き出すための戦略を引き出す時だ、とすることを思い起こさせた。高名な専門家の委員会が、「東京フォーラム報告書」を作成した。それは明確に要点を指摘している。委員会は、キャンベラ委員会報告書あるいは全米科学アカデミー報告書のような、近年公けにされた研究からの論理的継続である。私は、その提言のほとんどに賛同するし、とくにこの報告書に現れた、政治的变化を求める切迫感に同意する。だがここでは、もっと注目される価値のある3つの側面に光を当てたい。

1. 核教義は、神学と類似している。ある人は核抑止を信奉できるが、ある人は信奉できない。冷戦後の世界において、危険な変化が起きている。非西欧諸国への西欧諸国の介入は、新しいタイプの核抑止力信奉者を作っている。すなわち、問題の国が核兵器を所有するなら西欧諸国は軍事介入を思いとどまるだろう、と信じる非西欧諸国の人たちのことである。西欧の規範帝国主義を抑止するために、核兵器を開発し所有しようという誘惑が生じつつある。西欧核兵器国、とりわけ米国は、第二の困惑させる傾向を加えている。それらの国々は、保有核兵器に新たな正当性を加える必要を信じ、生物兵器と化学兵器を所有するすべての国家と非国家主体を牽制することをその目的に含めるために、核兵器の役割を拡張する。これは、核不拡散から拡散対抗へと重点が移動する可能性を示唆している。両方の傾向とも、完全核軍縮と強力な核不拡散体制への希望を打ち砕く可能性を持つ。したがって、核軍縮と核教義の関係を再考することは極めて重要である。

2. 「戦術核兵器もまた深まる懸念の対象である。それらの兵器は、どんな協定にも規定されていない」と東京フォーラム報告書は言っている。とりあえずこれは同意できる。戦術あるいは戦略以下の核兵器を扱うよう核軍縮プロセスの範囲を広げることは、多くの理由からかつてないほど重要になっている。

戦略以下核兵器は、

- *START IIが履行されれば、ロシアと米国によって所有される核弾頭の半数以上に相当し、
- *中国の核態勢の大部分を占め、
- *フランスの核態勢の重要部分に相当し、
- *未宣言および自ら宣言した3つの核兵器国の現在の核態勢の全体を占める。

戦略以下核兵器を法的拘束力を持った軍縮義務の中に含めることは、緊急の課題である。もし可能であれば、戦略以下核兵器はまもなく交渉が始まるであろうSTARTⅢの1部となるべきである。もし米国とロシアが彼らの将来の核態勢のための非常に簡潔な原則に合意することができれば、この条約は核軍縮への大きな一歩になりうる。すべての核弾頭は、それが現役であろうとなかろうと、戦略核であろうと非戦略核であろうと、同じ上限数の中に含まれるべきである。それ以外の弾頭はすべて、検証可能なやり方で解体されるべきである。

3. 東京フォーラムは、いくぶん、非核兵器国が積極的に核軍縮プロセスの未来に影響を及ぼしうる機会を過小評価しており、核兵器国の核軍縮への政治的意志に、国際社会が依存していることを強調しすぎている。これは、米国と同盟関係にあるか米国の核の傘の下にあり、それによって米国の核態勢の正当化を助けている非核兵器国にとくに当てはまる。NATOの非核兵器国および日本、韓国のようなアジアの国々は、この範疇に入る。米国の核の傘への依存が増えているというより減っているという自国の感覚を反映したような、日本-ドイツ共同イニシアチブは、核軍縮を強化することに有益であり、NPTを防衛することに役立つ。(見出しは編集部) ㉓

ベフ・デロング

Bev Delong

核兵器廃絶カナダ・ネットワーク
共同代表。東京フォーラム最終
会合に合わせたNGO集会(東
京)にゲスト参加。カナダ。



日本市民への提案

「(東京フォーラムに関する)市民集会」やその他の会合での議論を通じて、活動家たちがとり組むことができる行動について、多くのアイデアが浮かんだ。

1. 政府公聴会: あなたがたの国会の外交委員会が東京フォーラム報告書についての公開討論を持つよう要請しよう。もっとよいのは、市民が日本の核兵器政策について意見を述べられるように、外交委員会に公聴会を開くよう要請することである。

2. 首相と面会: 報告書と、核廃絶の目標を前進させるための政府との協力方法を議論するために、平和運動のリーダーたちと小渕首相との会合を求めることを検討しよう。

3. 市民フォーラム: NGOは、一般市民のなかで核兵器政策についての議論を促進するために、多くの主要都市で市民フォーラムを主催してはどうだろうか。事前に参加者たちと共有する背景文書としては、東京フォーラム報告書や改訂版「中堅国家構想」(訳注: 高文研刊)などが使える。

4. NGO専門家公聴会: もし政府が公聴会を開かなければ、NGOが、東京フォーラム報告書や、東北アジア信頼醸成措置の可能性を検討するために、活動家、学者、政府関係者による専門セミナーを主催してもいい。中国の江沢民主席による核兵器禁止条約の交渉の呼びかけは、より広域な非核地帯を可能にするかもしれない。

勧告への文書回答を要請

外務省は回答を約束した。(2ページ参照)

小渕恵三総理大臣様
高村正彦外務大臣様

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」を呼びかけ、支援してこられたことに敬意を表します。また、東京フォーラムと並行して持たれたさまざまなNGOの行事に、外務省が好意的に対応して下さったことに感謝いたします。インド・パキスタンの核実験を契機にして起こった国民的な核兵器に対する危機意識を反映して、「東京フォーラム」の構想が当時の小渕外務大臣から提案されたときから、私たちは大きな関心をもって見守って参りました。そして、7月25日に最終レポート「核の危機に直面して—21世紀への行動計画」が提出されたことを、心から歓迎しています。

その後、8月6日の広島での小渕首相のあいさつ、7月末に京都で開かれた「国連軍縮京都会議」での外務省代表の発言など、さまざまな機会に日本政府が東京フォーラムの勧告を基本的に支持する考えであることが述べられて参りました。

しかし、東京フォーラムが行った17項目の主要勧告のそれぞれに対しての日本政府の反応を、私たちはまだ知り得ていません。ご存知のように、カナダにおいては、議会の外交貿易常設委員会が行った核兵器政策に関する15項目の勧告(98年12月10日)に対して、カナダ政府は1項目ごとに賛否の意見表明を文書によって行いました(99年4月19日)。このことによって、国民は政府の政策をより明確に知ることができ、この重要な問題について、よりの確な世論を形成することができます。

そこで私たちは、日本政府に同様なことを求めます。つまり、「東京フォーラム」の17項目勧告の一つ一つに対して、日本政府の回答を文書によって明らかにして下さい。カナダの制度にならって、勧告が出された日から120日以内(11月20日まで)を目安として、このことを行うようお願いいたします。

1999年8月31日

ピースデポ 梅林宏道

5. 全国連合: いくつかの日本のNGOは、東京フォーラムに関わるNGO会合で協力してきた。政府との交渉や全国的活動の組織力を強めるために、このような連合を構築することを検討しよう。全国Eメール・リストサーブを作ることは、気軽なコミュニケーションに役立つだろう。全国的会合に参加するすべての人たちの旅費と宿泊費の合計を等分することは(「旅費均等化」)、日本の全地域から人々が会合に参加するのを促進するかもしれない。

6. 連絡調整したマスコミ声明: 無数の平和団体を代表してマスコミ発表を行うことは、あなたがたのマスコミ発表の権威を高める手段になりうる。

7. 2000年までに2000人: 梅林博士は、2000年までの核廃絶の要請に賛同する2000人の名士のリストを作ることを提案している。

8. 沖縄でのG8サミット: NGOが、2000年7月21-23日に沖縄・名護で開かれるG8会議の議題に核廃絶を含めることを日本に要請することが可能になるように、一般市民の支持を築こう。

9. 手紙作戦: 世界中で我々は、核廃絶を求める何千通もの手紙を、彼らの政治家に送るよう呼びかける必要がある。(見出しは編集部) ㉓

日誌

<核>1999.9.5~9.27
<沖縄>1999.8.21~9.5

(作成: 吉澤庸子、佐久間理絵)

AWACS=空中警戒管制機/CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/DOE=米エネルギー省/ICBM=大陸間弾道弾ミサイル/WB=ホワイトビーチ

- 9月7日 米朝高官協議始まる。
- 9月7日 CD、成果のないまま今年の日米交渉を終える。
- 9月8日 日韓防衛審議官級協議開催。北朝鮮のミサイル再発射阻止に向けた日米韓の連携を強化することで両国一致。
- 9月8日付 コンピューター2000年問題でロシアが核兵器管理を含む軍事用コンピューターの点検に手を抜いていることが明らかに。
- 9月9日 米DOE、同国が今月末にも7回目の未臨界核実験をネバダ核実験場で行なう準備を進めていることを明らかに。
- 9月9日 10月に開かれるCTBT批准促進会議で日本が議長国になることが参加各国の事務レベル折衝で内定。
- 9月9日 米中外相会談。中国側は米に対して台湾にTMDシステムを提供しないよう要求。
- 9月10日 米ロ、コンピューター2000年問題がロシアに誤ったミサイル早期警戒情報をもたらさないよう合同センターを設置することで合意。
- 9月12日 米朝高官協議、共同声明を公表して終了。北朝鮮のミサイル発射は当面回避へ。
- 9月12日 日米韓首脳、北朝鮮のミサイル再発射問題などで会談。共同声明発表。
- 9月12日 米ホワイトハウス、同国大統領がベリー北朝鮮政策調整官から北朝鮮政策見直し報告を受けたことを正式に表明。
- 9月13日 カナダ連邦政府、ブリティッシュコロンビア州が非核化を求めているナヌース訓練水域を収用することを正式決定。(本誌98号参照)
- 9月13日 小淵総理大臣、米朝高官協議での合意を評価。野呂田防衛庁長官は「ミサイル発射が凍結されたわけではない」との懸念。
- 9月15日付 米の北朝鮮調整官の報告書の概要が明らかに。包括的対話政策、核・ミサイル開発阻止、緊急事態に備えた軍事体制維持など。
- 9月16日 野中官房長官、米北朝鮮政策調整官の報告書を日本の関心事項を適切に取り上げたものとして全面支持を表明。
- 9月16日付 米国家情報会議(NIC)報告書の一部が公開される。北朝鮮の15年以内のICBM開発の可能性など警戒。
- 9月17日 米大統領、先の米朝高官協議でのミサイル試射実験自制合意の見返りとして、対北朝鮮経済制裁緩和を発表。
- 9月17日 ベリー米北朝鮮政策調整官、段階的な米朝関係正常化をめざす対北朝鮮新政策を発表。経済制裁緩和と大量破壊兵器開発阻止の硬軟両様の政策であることを強調。
- 9月17日 高村外相、米の対北朝鮮経済制裁緩和を支持する談話を発表。
- 9月17日 米北朝鮮政策調整官、1994年に北朝鮮がNPTとIAEAから脱退して緊張が高まった際、米との戦争の一手手前だった秘話を披露。

- 9月18日 韓国大統領、米の対北朝鮮経済制裁緩和を「重大な出発点」として評価し、一貫してとってきた包容政策(太陽政策)の成果を強調。
- 9月18日 小淵首相、対北朝鮮制裁措置解除可能と述べる。外相、食糧支援は日本人らち問題の前進が前提との見解。
- 9月21日 北朝鮮の朝鮮中央通信、米の対北朝鮮経済制裁緩和発表を報じる。米政策を評価する内容だが、自国のミサイル問題には触れず。
- 9月21日 高村外相、印外相と会談。日本側のCTBT参加ついて、印外相は来月3日の総選挙後に条約署名に前向きにとり組む考えを表明。
- 9月22日 米北朝鮮政策調整官、訪韓し大統領らと会談。北朝鮮が近くミサイル発射に関する何らかの発表をするとの見方を示す。
- 9月22日 米上院議会、DOE内に核兵器関連部門を統括する核安全保障部門を新設する法案を可決。
- 9月22日 高村外相、中国外相と会談。97年12月以来途絶えていた日中安保対話の定期協議を再開で一致。
- 9月24日 北朝鮮外務省スポークスマン、米の経済制裁緩和決定を評価し米朝協議間はミサイル発射をしないとの談話を発表。
- 9月24日 米國務省報道官、北朝鮮のミサイル発射実験凍結発表について歓迎を表明。
- 9月24日 高村外相、北朝鮮のミサイル再発射凍結発表について米北朝鮮政策調整官と「非常に前向きな進展」との認識で一致。
- 9月24日 韓国外交通商省、北朝鮮のミサイル再発射凍結談話について歓迎の意を表明。
- 9月24日 小淵首相、米北朝鮮政策調整官と会談し、ベリー報告に対する全面支持を表明。
- 9月25日 北朝鮮外相、国連総会で演説。ミサイル発射実験凍結を表明する一方で、日本の軍事国家化、韓国の太陽政策を批判。
- 9月25日 ウクライナ自治当局、放射性物質をロシアから西欧諸国に密輸しているグループを指導者とともに拘束。指導者の身元はまだ不明。
- 9月27日 野中官房長官、先の北朝鮮の国連総会演説を受け経済制裁解除を前向きに検討する考えを示す。

沖縄

- 8月21日 宜野湾市議会が未明、普天間飛行場の県内移設容認の意見書可決。稲嶺知事は

- 「市民の切実な思いが示された」とコメント。
- 8月21日付 那覇軍港の移設に関し、米国が復帰前に既に浦添移設計画を立てており、移設理由も今とほとんど変わらないことが判明。
- 8月23日 稲嶺知事は宜野湾市議会の県内移設容認決議を受け、県の複数案選定作業を急ぐ考えを示す。
- 8月23日 野呂田防衛庁長官、稲嶺知事が普天間飛行場の返還に当たって跡地利用の制度確立を求めていることを評価。
- 8月25日 米軍事海上輸送軍(MSC)がチャーターした日本船籍の輸送船が午前、那覇軍港に入港。
- 8月27日 午後3時43分、勝連町のWBに米海軍のロサンゼルス級原子力潜水艦バフファローが入港。
- 8月29日 矢白別での実弾演習を前に、先発海兵隊員約180人が嘉手納基地から米民間航空のチャーター機2機で出発。
- 8月30日 新しい県平和祈念資料館の展示内容を定める監修委員会の会合。9月9日から部会ごとに検討することを決定。
- 8月30日 米空軍嘉手納基地の第18航空団第18支隊軍司令官交代式。2人目の女性司令官となるアッカート大佐が就任。
- 8月30日 27日に入港していた米海軍ロサンゼルス級原子力潜水艦バフファローが午後4時頃出港。
- 8月30日付 嘉手納基地所属のE3(AWACS)の乗組員がイラク南部の飛行禁止空域監視に派遣されていることが明らかに。
- 9月1日 稲嶺知事、米軍普天間飛行場の返還に伴う代替施設問題について、具体的な移設候補地の絞り込みには時間が必要との認識を示す。
- 9月1日 野中官房長官、記者会見で県が普天間飛行場の移設候補地を絞ったとの報道について「そのような報告は受けていない」と述べた。
- 9月1日付 普天間返還の代替施設問題で、県は最終的に、名護市辺野古、勝連町津堅島、金武町の三カ所を軸に絞り込んでいることが判明。
- 9月2日 読谷村の米軍瀬名波通信施設の一筆、約251平方メートルが返還される。
- 9月2日 米海兵隊普天間飛行場所属のUN1Hヘリコプターが午後、嘉手納基地を飛び立った直後に再び同基地に緊急着陸した。

◇◇◆◇◇



ピースデポ

平和資料協同組合

出版物案内

会員になって下さい。

軍事力に頼らぬ安全保障体制の構築をめざし、調査・研究・情報活動を行う非営利団体です。会員には、『核兵器・核実験モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。★入会申し込み、注文は事務局まで。(価格はすべて送料別)。

- 『核兵器廃絶への新しい道』1999年8月発行。(会員価格1000円)
- 『核兵器・核実験モニター』合本Ⅰ第1号(95.7.15)~50号(97.8.1)
- 『核軍縮と非核自治体・1999』1999年8月発行。98年版もあります。(会員価格1000円、一般1500円)
- 『報告「在日米軍基地の有毒物質汚染」』1996年11月発行。(頒価500円)
- 『米軍の残した毒物の遺産』1995年3月発行。(頒価300円)

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、坂井正明、佐久間理絵、佐藤毅彦、田形圭、中田眞里子、津留佐和子、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道